

The following is the sixth agenda which was to be discussed at the Seventh Mass Meeting of the Japan Teachers' Union.

1. Promote affiliation with the World Confederation of the Teaching Profession.
2. Send representative of Japan Teachers Union to Ottawa, Canada

* * * * *

World Organization of the Teaching Profession

Was established at New York in 1946 in presence of the representatives of the teachers' organizations from 38 countries.

- Purpose:
1. To promote education and status of teachers
 2. To promote peace by international cooperation in the field of education.

At present the nationwide teachers organization of 23 countries are affiliated. The total membership is 2 million.

The first meeting of the representatives was held at Glasgow 1947, the second meeting at London (1948) and the third meeting at Switzerland (1949).

* * * * *

Information re international teachers' organizations

There is a move to unite the following three organizations and form the World Confederation of the Teaching Profession. (Sekai Kyoin Sorengo will consist of approximately 3 million members)

1. International Federation of Teachers in Secondary Schools (Chutogakko Kyoin Kokusai Rengo)
2. World Organization of the Teaching Profession (Sekai Kyoin Rengo)
3. International Federation of Teacher's Associations (Kyoin dantai kokusai rengo)

The first organization (IPTSS) is an international organization according to types of schools. The second organization (WOTP) includes teachers unions which are trade unions but the main emphasis is in the field of professional culture. The third organization (IFTA) has some aspects of professional culture but has a far exceeding number of trade unions which stress strife as its member unions. Therefore if these three organizations unite and form the World Confederation of the Teaching

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

30 April 1949

CATALOG OF DIRECTIVES TO THE JAPANESE GOVERNMENT

These pages contain the catalog of SCAPINs 1 through 1998 (less 1347 and 1488), which were issued by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, to the Japanese Government from 2 September 1945 through 30 April 1949, including the following:

8/1	1285/1	1744/1 - /14	1837/1	1911/1
37/1	1299/1 - /7	1750/1	1845/1 - /2	1913/1
96/1	1309/1 - /2	1751/1 - /45	1851/1	1914/1
403/1	1335/1 - /2	1759/1 - /7	1852/1	1925/1 - /2
408/1 - /2	1367/1	1762/1 - /12	1858/1	1926/1 - /4
430/1	1391/1	1765/1 - /4	1866/1	1928/1
484/1	1457/1 - /4	1770/1	1868/1 - /2	1930/1 - /2
534/1	1474/1	1771/1 - /3	1870/1	1934/1
805/1	1591/1 - /3	1772/1 - /2	1872/1 - /10	1935/1
822/1 - /3	1603/1 - /8	1775/1 - /2	1875/1	1946/1
884/1	1609/1	1777/1 - /2	1877/1	1964/1
927/1 - /17	1612/1	1782/1 - /2	1878/1 - /3	1965/1
1033/1	1656/1	1811/1	1880/1 - /3	1971/1 - /2
1095/1 - /2	1693/1	1818/1	1900/1 - /7	1980/1
1215/1 - /2	1707/1 - /7	1819/1	1902/1	1991/1
1228/1 - /12	1716/1	1830/1 - /11	1907/1	
1238/1	1736/1 - /2	1832/1 - /4	1910/1	

These pages are fastened to permit the addition of subsequent pages which will be published periodically to keep this catalog current.

1. Youth Organization Conferences
2. CI&E Officers' Conference
4. Women's Organizations
5. Women's Association Meetings
6. Women's affairs conference
7. Conference of Social Education Women Personnel
10. Statistical Information on Education
11. Women in Elective Positions
12. Women in Appointive Positions
13. Women Leaders
14. Plans for Women's Affairs for May and June 1948
15. Schedule of SMGR CE Officer's Visits to Shikoku Teams
17. Parliamentary Procedure
18. Tentative Schedule for July and August 1948 for Asst. CE Officer
27. Acquisition of Land for Schools
19. Changes in Schedules of CE Officers' Field Trips
24. CE Officers' Conference
21. Tentative Schedule for August-October 1948 for Asst. CE Officer and Japanese Assistant
25. Schedule of SMGR CE Officer Field Trips-Sep.-Oct 1948
23. Letter of Transmittal
26. Transmittal of English Copies of Brochures, "School Boards in the U.S.," "Discussion--A Technique of Democracy," "Girl Scouts," Panel Discussion," and "Sample By-Laws"
22. Transmittal of Ministry of Education Documents, (Hatsu-he #7 25 June 1948) Imperial Rescripts on Education and other Rescripts.
45. Transmittal of Work Unit, "Study of the Education Committee"
28. Transmittal of Chart, "Recommended Organization for Prefectural Education Department"
29. Transmittal of Pamphlet, "School Boards in the United States"
31. Board of Education Law Program
- 31.. SMGR CE Officers' Visits to Prefecture-September 1948
34. Distribution of Material
33. Transmittal of Arts and Monuments Reports
33. Conference of Japanese Women in Team Civil Education Sections
35. Results of Board of Education Elections-Shikoku
36. Schedule of SMGR CE Officers' Field Trips--Oct. Dec. 1948
37. Tentative Schedule for Asst. CE Officer and Women's Affairs Asst.
39. Mombusho Dispatch No. 458
41. Transmittal of Pamphlet, "Sample By-Laws of a Democratic org."
40. Transmittal of Pamphlet, "A Handbook for Parent-Teacher Asso"
46. Transmittal of Pamphlet, "Discussion-A Technique of Democracy"
42. Booklet, "Some Basic Information for Board of Education Members"
43. Transmittal of School Inspection Forms (Kagawa)
44. Conference of Shikoku CE Officers
45. Survey of Women's Organizations
46. Survey of Women's Organizations
47. Girl Scout Pamphlet 48
48. Schedule for Dr. Bowers--Dec. 1948
49. Schedule of SMGR CE Officer's Field Trips Dec. 1948-Feb. 1949
50. Shikoku Board of Education Conference

Profession the organization and character of the confederation will be synthetic and broad.

From the organizational point of view teachers of nearly the entire world (55 countries) including America, England (Nationwide Teachers Union), Switzerland, China, France, etc will be included.

* * * * *

Convention of the World Organization of the Teaching Profession

Date : 17 July - 23 July 1950

Place : Chateau Lanrier, Ottawa, Canada

- Agenda:
1. Relationship of education and enhancing international understanding.
 2. Project of teachers organizations to make public understand and support education system.
 3. International unity of teachers.

* * * * *

Information regarding World Confederation
of
the Teaching Profession (summary)

The three world organizations - IFTA, IFPS, WOTP - have been conducting movement for the past 18 months to unite. Five representatives each from the three organizations met at Switzerland last October and prepared a draft constitution. But this was not approved so the second meeting was held at Paris. It is presumed that this draft constitution will be presented at the convention of the World Organization of Teaching Profession in Ottawa on 16 July 1950. Since the representatives of the three organizations have already approved of this draft constitution it is most probable that this will be approved by the members of each organization.

In 12 February Dr William Russel, head of School of Education of Columbia University, New York said, "Development of this organization will have extremely great significance to the educational field. This new organization will probably receive no influence or control from a particular political party." His estimation of the number of members which will be affiliated is 3 million teachers from 55 countries.

第七回(定期)大會次第

日本教職員組合

時
會場

昭和廿五年五月一日-三日
香川縣琴平町公會堂

目次

一	日 程	2
二	中央委員會次第	3
三	大會次第	4
四	情勢報告	5
五	議事內容	16
1	昭和二十四年度決算報告	(別冊)
2	昭和二十五年度運動方針並に大會スロークン	32
3	規約並に規定改正に関する件	(別冊)
4	昭和二十五年年度予算に関する件	56
5	選挙斗争に関する件	58
6	世界教員總連合加盟促進並に代表派遣に関する件	58
参 考 資 料		

日程

四月二十九日 (土)

第十五回中央委員会

前九時半

琴平町公会堂

三十日 (日)

専門部總會

前九時半

幼稚園部 (琴平町立幼稚園)

小学校部 (琴平町小学校)

中学校部 (琴平町小学校)

高等学校部

大学高専部

特殊学校部

私立学校部

事務職員部

青年部

婦人部

五月

第七回 (定期) 大会

前九時半

琴平町公会堂

一日 (月)

二日 (火)

三日 (水)

前九時半

前九時半

第十五回中央委員会次第

- 一 資格確認
- 二 開会宣言
- 三 運営委員送出席
- 四 議長副議長送出席
- 五 議長挨拶
- 六 委員委嘱並に任命
- 七 香川県教組代表挨拶
- 八 中央執行委員長挨拶
- 九 経過報告（質疑応答）
- 一〇 会計報告 監査報告（質疑応答）
- 二 議事
 - (一) 大会議案の検討
 - 1 昭和二十四年度決算承認に関する件
 - 2 運動方針並に大会入ロীগンに関する件
 - 3 規約並に規定改正に関する件
 - 4 昭和二十五年予算に関する件
 - 5 送拳斗争に関する件
 - 6 世界教員總連合加盟促進並に代表派遣に

- 三 閉会宣言
 - (二) 閣する件
 - 7 地方提出議題に関する件
 - 8 その他
 - (三) 参議院議員送拳候補者追加推薦に関する件
 - 1 送拳規定
 - 2 議事運営規定
 - 3 地区協議会準則
 - 4 専門部細則
 - (四) 地方提出議題に関する件

内一

第七回（定期）大 会 次 第

- 一 資格確認
- 二 開会宣言
- 三 大会運営委員送出
- 四 議長副議長送出
- 五 議長挨拶
- 六 委員委嘱並に任命
- 七 香川縣教組代表挨拶
- 八 中央執行委員長挨拶
- 九 経過報告（質疑応答 批判検討）
- 十 決算報告（監査報告（質疑応答）
- 十一 未賓挨拶
- 十二 議 事
- 1 昭和二十四年度決算承認に関する件（別冊）
- 2 運動方針並に大会スロークンに関する件
 - イ 情勢報告
 - ロ 運動方針
 - ハ 大会スロークン
- 3 規約並に規定改正に関する件
- 4 昭和二十五年度予算に関する件
- 5 選挙斗争に関する件
- 6 世界教員總連合加盟促進並に代表派遣に関する件
- 7 地方提出議題に関する件
- 8 その他
- 三 昭和二十五年度役員送出並に承認
- 四 声明書発表
- 五 閉会宣言

五八

四

情勢報告

五

A. われわれの取場はどうなっているか

1. われわれが日々働いている取場——われわれの生活、校舎その他研究施設、児童生徒学生の生活、さらに父兄大衆の生活等は現在どんな状態におかれているか。敗戦後文化国家、平和国家建設が常に叫ばれながら、現実にはわれわれの取場は依然として荒廃し、今や教育の現状は勤労大衆全体から深く憂慮される状態に立ち至っており、日教組の教育白書は各方面に多大の反響を与えている。

2. 教職員は他の公務員と同様六、三〇七円ベースの低賃金に釘付けされ、内転や副業によって辛うじて生計を維持しながら取場をまわっている。中にはダンスホールに働く女教員、生活苦のため自殺する現職教員さえ出ており、教育研究のための費用支出など大部分がなし得ない状態である。特にわが国の教育水準をたかめ文化を向上させるための重要な使命を負う大学教職員も低賃金と研究施設の貧困のため、十分な研究をなし得ない状態におかれている。

このような生活困難から強いられる労働過重と取場における労働強化などのため結核罹病も増加しており、文部省統計による七四%を超え、実際には軽度のものも含めると一〇%近いと考えられている。

こうした状態は明らかに教員構成にも影響し、中堅層（勤続十—十五年）は小学、中学共約十%、勤続五年以下が半数を超え結果を示している。又、教員養成機関への希望者もいちじるしく減少している。

3. 校舎、設備の整備も依然としてはかどらず、新制度初の中学卒業生を出した今日に至るも未だ

- 独立校舎をもたない中学校が全国を通じて四〇%とこえている。こうした状態は幼稚園から大学まですべてにおいてみられるところであり、大学その他の研究所も荒廃にまかせられている。
- しかも教育財政は貧困を極めており、その不足はあげて父兄、勤労大衆からのPTA会費、校友会費、寄付金などの強制寄付を以つて補つてゐるが、これらは府縣市町村予算を上回る額に達している。このため「教育は金がかかりすぎる」、「寄付TA」などと父兄大衆は批難している。
- 今年度より教育費はあげて地方負担に転嫁されることになつたが、これにより地方重税、寄付金増加はますます加わる一方、教育費は極めて不安定な状態におかれるであろう。
4. このような諸条件の上にいわゆる新教育という直譯的な教授方法が奨励され、義務教育における正史、地理教育の軽視、基礎教育の軽視など重要な問題を含んでいる。この結果最近各方面から批判が起り再検討がなされつつある。なお、大学などにおける研究所の荒廃、基礎科学の軽視は日本の学術水準を著しく低下させている。
5. われわれが日々接している児童、生徒、学生はどんな状態におかれてゐるか。右にのべた結果の集積に加うるに教科書、学用品、青少年文化施設の不足不備、生活窮乏のための父兄の放任、アルバイト、少年労働の増加等によつて学力低下は顕著になつてゐる。特に小中学校児童、生徒の基礎学力の低下はおどるべきものがある。
- さらにこれに関連して、不良化の傾向は依然すすんでおり、生徒の売春行為さえ行われ、青少年の犯罪行為は増加している。これらは遊びにもあらわれており、ピストル遊び、パンパン遊びなどがあらわれ、青少年読物の中には軍国主義的な小説の復活さえあらわれている。
6. このよゝな状態はいよいよ教員の質的、量的充実に要請しているにもかかわらず、定員定額制の強行によつて何らかえりみられないのみか昨年秋以来全国的に不当減員が行われ、その数はす

でに一千名に達している。この戦前は「人革刷新」を表面の理由にしているが、明らかに組合幹部、共産黨員その他の進歩的教員を対称にしており、しかもリスト作成に警官、地方ボス等の介在したところも多く、われわれの基本的な人権を無視し、学問、思想の自由を真向から否定するものであつた。

さらにこれと関連して教職員政治活動を不当に拘束せんとする動きも引続きなされている。これらは取場において取制による圧迫の強化となつてあらわれ、われわれの斗いとつた取場の民主化はつぎつぎにもぎとられ、取員会議は過去のよりに命令伝達会議の性格を復活しつつあり、正当な組合活動への参加も制限もしくは禁止される状態になつてい

7. われわれと日々ともに生活し、児童、生徒、学生の父兄である勤労大衆の生活はどうなつてい
るか。労働者の父兄大衆は公務員、民間産業労働者とを問わずわれわれと同様賃金釘付、切下げ、不払いのたの生活の窮乏にあえぎ、労働協約の改悪や労働基準法無視による労働強化をおしつけられ、さらに常に失業の脅威にさらされている。しかも潜在的失業者も含んで一千万人へのぼるといわれる失業者は失業対策の貧困、社会保障制度の不備などにより飢饉線上におかれている。このことは生活苦による自殺の増加、配給物資の辞退、全般的な購買力の減少にあらわれている。

8. 又中小企業家も労働者と同様深刻な危機に見まわられており、現在金詰り、重税、購買力低下による売行不振、売掛金の回収難、輸出不振、^(公)撤廃後の自由価格の低落、電力料金値上りによる基礎物資の負担増加、ぼう大な増資放出による市価圧迫等の諸原因のため、中小企業は工場稼働、休止、閉鎖、店じまいの続出となり、更に底知れぬ投売りさえ行つていっている。これは必然的に人員整理が進む結果になり、失業者がぐんぐん増加している。

これに対する政府の政策は労働者に対して同様に全く及ぶべきものがなく、池田政言以来中小企

9 粟穀の反政府斗争は高まり、一部では組織的に労働者との共同斗争に立上ろうとしている。目を農村に転ずるとここも同様に見機が進行している。その原因の一つは購買力の減退と輸入

食糧の増大で、このため相対的農産物過剰の状態があらわれ、これが敗戦後重税と低米価に慄む農家経済を補っていた農産物のヤミ価格を圧迫し、本年に入つて東北地方では米のヤミ価格が消費者配給価格を割るところさえあらわれてきた。その上輸出不振と国内消費減による商価格の暴落が加わり、従来から問題になっていた重税・低米価、農村必需物資の価格高騰と相まつて農村の危機は深まつている。このため農村では最近子弟の人身売買、少年労働などがあらわれており都市と農村とを問わず、不就学児童、生徒が増大しており、児童福祉法は制定以来二週年をむかえているが、全くその効果をあげていない。

10 さらに教育と関係あり、われわれの生活と切離すことの出来ない種々の文化面の現状はどうか。映画、演劇、出版、放送等の文化財の大部分は植民地的な従つて植民地的な内容をもつて占められており、生活に追われる大衆の心をマヒせしめる役割を果すとともに、青少年に対しても悪影響を与えている。しかも進歩的映画、演劇、出版などが資本主義、商業主義に圧倒されるままに放置され政府はこれに対するなんらの積極的な対策をもたない。一方わが民族の誇るべき文化の多くは荒廃のまま放置されている。しかし映画、演劇、出版などの面ぞこのような傾向を打破して建設的、創造的なものが大きき困難を排除しながら徐々に芽生えつつあることは注目されることである。われわれもこれに積極的な協力をしている。

B. なぜこのような状態になつているか

1. 以上われわれは取場を中心にして労働大衆のおかれていた状態を概観したのであるが、これらは吉田反動内閣の政策がもたらした結果である。

2. 政府の政策は現在進行しつつある国際資本の世界的規模における再編成の中の一環として行われていくものであり、

イ、人民大衆に耐乏生活を強要して貿易の発展をはかる。

ロ、関税障壁と同様の役割を果し、かつ国内的に政治不安、経済的混乱をまき起すインフレーションの収束をはかる

ハ、貿易の拡大を阻害する国内の諸統制の撤廃

ニ、ぼろ大な債務の償還を行い、その金を市中銀行を通じて大企業に流し資本の蓄積をはかる

ホ、民間外資導入の諸条件を確立する。

等をその根本政策にしている。

3. この政策によつて一貫された二十四年度一年間の結果は、まず第一に金融資本とそれに結びついた独立的大企業のみが利益を上げ強化されてきた。特に大銀行は二十四年度の決算において増却前四〇%から六〇%に及び高率利益をあげており、その貸出しに当つては独立的大企業に集中的に融資し、金融面からの支配を確立している。二十五年度予算においても国債償還費は一、二〇〇億円に上つており、この傾向をいよいよ強めようとしている。

その反面外国商品との競争のための労働者には低賃金、労働強化、首切りが強行され、金融資本、独占資本につながる中小企業家は銀行から締め出されて金詰りにあえぎ、農民は低賃金の基礎になる低米価をおしつけられている。

4. 政府は昨年以來本年にかけて統制の撤廃をひるく行つてはいるが、これは

イ、過剰生産と大衆購買力の不足のためヤミ価格が(公)に接近もしくはそれを下廻るに至つたため統制の必要がなくなつた。

- ロ、国際的資本主義社会にわたるためには、①価格維持は障害になる。等の理由にもとづくものであり、これにより中小企業は独占的大企業と競争することになり、重大な脅威をうけている。なお統制撤廃と関連ある補給金削減政策による独占価格は引上げられ、中小企業はダンピングをせまられている。
5. しかも政府は国民に対して税負担の軽減を放送したが資本蓄積と民間外資導入体制を整備するための税制改革において税負担の軽減対象になるものは決して多くはない。国税においては大資本家、高所得者は特に優遇されており、僅かに負担の軽減に浴した労働者、中小企業家、農民は、地方税において逆に大巾な増税に見まわれることになっている。
- 特に地方税は改正法によつて四〇〇億円の増税となり労働者は所得税とともに三重、四重に収奪され、低賃金と相まつて生活の窮乏に拍車がかけられることは明かである。
6. 貿易についてはロンドン構想にもとずいて行われているが、イギリスのポンド切下げとそれに続く西欧諸国のレート切下げのため三六〇円レートを堅持する日本商品は相対的に高価となっている。
- ロ、資本主義各国の貿易競争は激化しているため日本商品の市場が大きな制約をうけている。
- ハ、わが国の有力な取引先である東南アジア諸国の一部、中国、北朝鮮等が共産主義政権の下にあるため、現在の如き貿易方針ではこれらの国々との貿易は困難になっている。又その他の東南アジア諸国も政情不安とドル不足に悩んでおり、アメリカの未開拓地援助計画も具体約進展は今直ちに行われるところに至らず、わが国との貿易の回復は困難な状況にある。
- ニ、アメリカの景気後退の立ち直りが不充分であり、一九五〇年下半期の景気も悲観的な観測がなされている。

等のため本年一月以降の輸出貿易は振わず、ローガン構想の再検討の事もあらわれている。このような状況下にあつても政府はレートに手をふれず低賃金と首切りを強行することによって低コスト輸出を続けようとしている。

次に輸入の面で重大なことは、国際的な農産物過剰に対して政府は食糧輸入を増加する方針をたて二十五年度予算には輸入食糧補給金として四五六億円を組み四〇〇万トンの輸入を行おうとしているが、この結果は日本の農産物に大きな圧迫を加えることになり、農村危機を激化させることは明かであり、特に政府ならば与党で検討されている食糧統制の撤廃は弱体な日本農村を無防備のまま国際競争裡に放り出すことになり恐慌を激化することになるのは必至である。

7. このような政策のなかにおいて民間外資導入体制は着々と整備されており、前国会で外国人の株式取得方法を自由にすることや、外国為替管理法によつて外国人の特権をまもることにつひめ、ついで税制改革で外国法人の租税の減免、所得税の五割控除などをさめ、今また外資調整法案、外資委員会設置法案を提出している。

8. 右のような政策の結果、教育はその財政面において極端に軽視され、今回の税制改革にともなう教育費の全面的委譲により、いよいよ後退の方向へおいやられることになり、反面こうした政策を続けていくのに教育全般を最高度に利用する方向に教育政策をすすめている。このため教育委員会も官僚化し、教育委員は漸次無力化しており、教育組合運動の圧迫、進歩的教員の追放などの政策が進められている。

9. われわれ国民が重大な関心を構つている講和問題に対しても政府はその政策と関連していちじろしく一方的な観念に立つて対処しようとしている。すなわち昨年以來の政府各関係者の講和に対する見解の発表はいずれも明らかに

イ、全面講和は現在の国際情勢から見て絶望的である。
 ロ、従つて特定国との單独講和若しくははなしくずし講和もやむを得ない。
 という方向を進んでおり、従つて講和條約締結後の安全保障のため、特定国に軍需基地を提供するといふ考えも生じている。

このような考えは講和條約締結国以外の国家との戦争状態継続の結果を招くと共に講和條約締結後も長くわが国をして特定国と緊密関係におくおそれもあり、ポツダム宣言の趣旨に反するとともに日本国憲法の精神からも最も採すべきことであるに相ならず、最近では新聞報導機關も大勢はこの政府の見解を支持する立場から報導を行ひ、一般大衆に対して宣伝を行つてゐるのみか、全面講和を主張する山のをすべて特定のイデオロギイを有するかの如き印象をなくあたえんとしている。

現在対日講和をめぐる国際的な情勢は依然として二大國の対立によつて困難な情勢にあり、米英兩國間にも必ずしも見解が一致してゐないが一方英連邦エロンボ会議では対日講和早期開始を決定してあり、オーストラリア、カナダ等においてもこの主張が強く行われている。又アメリカにおいてもツエサツプ大使から早期開始説が行われており、中ソ兩國も全連合國共同で急速に對日講和を結ぶことを強調してゐる如く各國とも早期締結の方向へ急速に向つてゐる。

中ソ友好條約締結、ベトナムにおける共産主義勢力の拡大等を契機として行われたアチソン演説等からうかがわれることは二大國の対立の中心になつたアソソ情勢をめぐつて對日全面講和はいよいよ困難になる印象を与えるが、水素爆彈問題以味特にたかまつてきた全世界人民の平和を希望する叫びと二大對立を超えを國際正義にわれわれは深く期待し、政府ならびに反動陣營の軍独講和説を粉碎し、戦争増悪、全面講和締結の國民の声をよりあげていかねばならない。

C われわれはどのようなように闘ってきたか。

1. 日教組は協賛大会以後国会共済会下各組合と

イ. デフレ予算の打破による産業復興

ロ. 九七〇〇四ベース即時実施

ハ. 国鉄・専売裁定の即時実施

ニ. 官公労組の国交権と罷業権の奪還

ホ. 賃下げ首切り絶対反対

ヘ. 低米価と地方重税反対

を共同スローガンとして、われわれの生活権を確保し、基本的人権を確立し、教育の崩壊をまもるべく過去半ケ年をわたって闘ってきた。越年闘争においてはハンストを以て闘い、三月闘争においては日鉄、全鉱連、安労、電産等は強力なストライキ闘争を、日教組、全通労組等官公労組は違法闘争、法廷闘争を以て闘い、その規模と強さにおいてかつて二一スト、一九四八年三月闘争とならぶものであった。

しかしながら政府はその根本的政策の基調をなすドッジ・ラインを堅持して賃金ベース改訂を拒否し、人事院勧告の無視、公務法にもとづく国鉄・専売裁定をじゅうりんしてはごからないばかりか、勤労大衆を欺まんする給与白書を発表してデマ宣伝を行い、さらに専産ストをもゼネストとみなして暴示するという弾圧方針を発表する暴挙に出るに至った。

われわれ労働組合はこうした政策に対してその闘争力をより強めることをもって、野党各派との緊密な提携と世論の支持を得てしつと闘ってきたが、政府は全勤労大衆の反対を無視して七国的事算を強引に通し、労組の闘争に対しては経営者側と一体になり、強制調停などによ

り個別の解決の方針を以て囁んできた。

労組側もその激烈な闘いにもかゝらざる末を

イ 更に全組合員大衆の闘争を組織し得なかつた。

ロ セネスト態勢整備の声明を發したから各組合間の闘争が完全に一致して闘われるまでには

至らなかつた。

ハ 中小企業家、農民らとの共同闘争が不充分であつた。

ニ 野党各派の結束は強かつたが、その数において与党とあまりに差が大きく国会で政府、与党をうち破ることができなかつた。

等の弱點もあつたことができてきた。ために具体的成果としては全銀連、全専売、電産が僅かにその要求の一部を通したにすぎず、政府の反動政策を粉碎することはできなかつた。

しかしながら専売裁定を実施せしめ、電産が八五〇の円ベースを獲得したことは政府の賃金政策に楔をうちこんだものであり、両院において現行給与法一年延長案を国会の権威においてこれを一度否決し得たこと及び賃金ベース改訂に及ばぬ世論の支持を得て、政府を窮地に追いこめ今後の闘争に大きな足がかりを得たことは、われわれの闘いの成果である。

2 一方一部中立系及び産別労組は昨年末以来賃上共同委員会を組織して闘争の重点を地域におきながら闘いをすすめてきているが、その全般的な上り上りは今後に残されている。

3 本章に入つて失業者、日雇労働者の組織的な闘いも各地に行われ、中小企業家、農民も組織的に生活権確保の反政府闘争に立上るなど、政府の反動政策が破綻一步手前の状態におかれて怪気にみてるに似て、勤労大衆の闘いはあらゆる層に拡大されつつある。

福岡の参議員補選、選挙の社会党の勝利、京都市長選挙の民主戦線候補の当選などこの応況なる

勤労大衆の闘いがもたらしたものである。

4 この越年闘争にひきつづく今次闘争の中から官公労の結成、日本労組組合総評議会の結成準備が行われ、国際的には国際自由労連の結成が行われ、日教組、荒水委員長ほか五代表が日本からこの大会に参加した。われわれはこれらの組織の一員としてこれらの組織が今後真に勤労大衆の利益をまもる闘いを展開するよう最大の努力を傾けねばならない。

5 日教組は賃金闘争と共に不離一体のものとして教育財政確立のための闘争を進めて来たが、政府は教育費を地方負担に移す方針を堅持してきたので、やむなく標準教育費法案の制定とその内容をたかめる闘いを行ってきた。しかし政府案はその内容において教育を充実し、しかも父兄の負担を軽減せんとするわれわれの主張とは程遠いものであり、その方向が国庫負担から全額地方負担へと後退するものであり、問題は根本的に今後に残されている。

地方公務員法案に対してはこれを再び次期国会へ流すことに成功し、さらに労組基本権の一つである団交権、労協協約締結権については、今後の闘いへの足がかりをつけることを得た。なお、昨春以来のわれわれの平和運動は各方面に大きな影響を与えた。その他教科書検定の民主化とその配給の民主化などにも着々成果をあげている。

議案第二号

2 昭和二十五年運動方針並に大會スローガンに関する件

昭和二十五年運動方針(案)

◆ ま え が き

一九四九年度におけるわれわれの生活はさきに検討した情勢報告に明らかなどおり困難と圧迫の強化に終始されてきた。

即ち国際資本主義体制の一環として立ち直らんとする政府は、トソジラインに藉口して労働者の賃金低下と首切り、中小企業の倒産、農村の恐慌等大衆収奪のデフレ恐慌をおし進め、ひたすら資本主義体制の地歩拡大をはかつてきた。かゝる反人民的政策は更に二十五年予算等によつてより強化してきている。

これら一連の反動攻勢は特に教育の面において義務教育費の地方移譲という方向でうち出されてきた。これは教育の根柢をなす義務教育を混乱させ低下させる反動政策であつて世界的教育思潮に逆行するものである。なお、教職員政治活動の禁止と取柄の強化は政治的首切りと相まつて再び教育を暗黒に追い込みのあり、更に教育文化の面においても教育内容、科学技術等全般にわたつていよいよ反動的要素が注入されそれにマヒせんとする傾向があらわれつゝある。

これとともに重大なことは日本の国際社会早期復帰を宣伝して軍独論を止むなしとの愚論を世論化しようとする反動勢力の動きである。このことは日本の軍事基地化をもたらし、憲法に違反し民族の独立と自由とに脅威をあたらせるものである。

しかもこれら、反動攻勢に反対して闘うわれわれ労働組合の基本的権利を次々とハック奪してその

御用化をはかり中小企業、農民の抵抗に対しては官憲をもつて弾圧している。

しかしながらこのような政府の反動政策と弾圧の強行のなかにあつてわれわれは昨春以来の組織の分裂状態を急速に建直し組織としては一応四百万労働者の統一に成功した。われわれは今こそ闘う態勢をより強化して崩壊の危機にある教育をやり、幼く者の生活と基本的諸権利を守り民族の独立と平和を達成せんとする労働大衆の強力な闘いをおし進めなければならぬ。

◆ 基 本 方 針

一 われわれは闘争の最大力点を組合員の日常闘争におき絶えずその要求を引出し職場から地区、府縣、中央へと発展させて闘う。

この場合組合員一人一人の労働者としての階級的自覚と強力な大衆行動こそ闘争の原動力であることを確認し、当面の闘争計画と組合員及び大衆の現実情勢とのズレから生ずる幹部闘争的傾向は絶えずオルグ活動、宣伝等によつて是正して大衆行動化しなければならぬ。これと同時に執行部に依存し自ら用わずして批判的立場をとる反組合的な考えは、組合員の相互批判によつて一掃しなければならぬ。

二 われわれは中央地方の統一組織を更に拡大強化してゆくとともに共通の目標については出来る限り広汎な共同闘争を行う。

この場合中小企業、農民等についてはその組織化に協力して秩序ある共同闘争を行わなければならない。

第七国会を中点とした三月闘争において最も注目すべきことはわれわれのベース改訂、民間労組の備上げ、中小企業農民の危機突破の一連の共同闘争に対してとられた政府並びに日経連の徹底した共同分断政策が一応成行したことである。われわれはこの経験をばかし各要

求の共通目標であるドッジライン修正、基本的入雇の確保等と民主興隆を強かに結合しては未得の限り広げられ共同闘争を展開してゆかなければならない。

三 われわれは労働組合としての基本的権利と組合員の基本的人権に加えられた諸種の圧迫を排除して闘う。

過去二ヶ年間に相次いでうち出されてきたポ政令二〇一号、国家公務員法労働法規の改悪、政治活動禁止等一連の反動攻撃は新なるファシズムの始頭であつてわれわれの基本権を極度に圧迫してきた。ポ政令二〇一号の反動的解釈は今もなおわれわれの同文権を否認し続けられている。しかもこれらは明らか日本国憲法、ポツダム宣言、極東委員会十六原則、国連世帯人權宣言等に違反もしくは背馳するものであつてこの悪法悪解釈を排除して闘うのでなければ同争はマヒし、やがては労働組としての本質を骨抜きにされる危険がある。従つてわれわれはあくまで労働組合としての主体的立場に立ち向うその闘争手段を決定し最後の目的達成を議会に求めて断固闘う。

四 われわれは思想的対立、学校種別、性別等による組織の動搖を嚴に防止して強力に闘いを進める。

過去において僅かにみられたわれわれの組織の動搖は組合運営上の欠陥もしくは誤解に起因するものであつてその解決は未だ充分ではない。

今日の熾烈な反動攻撃の情勢下に於ては如何に小さい組織の動搖と雖も結果的には反動攻撃力を与えわれわれの闘争に重大な支障を与える方向に発展する。

われわれは今こそ組合員の直接的関心である日常要求をとりあげ労働条件の改善、教育優遇等の闘争を強力におし進めつゝ階級的政治宣伝を行ひあらゆる手段を盡して、これらの欠陥と誤解を克服解決して組織の強化をはからなければならぬ。

◇ 斗争目標と具体的斗争方針

一七

一 労働基本権の奪還

(1) 団体交渉権 労働協約締結権の確立

イ 政府は政令ニロ一号を歪曲して解釈し、われわれから団体交渉権、労働協約締結権を奪い、組合活動を骨抜きにしようとしているが、われわれはこの政令に対して單なる解釈斗争に終始することなく、既得権である労働協約の各條項に示されている具体的事項の完全実施を、中央地方を通じて斗いとする。

この際労働組合法にもとづく団体交渉を要求し、労働委員会に提訴して斗い、団体交渉権を確保せしめると共に、既得権として労働協約に示された事項を組合員一人一人が積極的に行使する。

ロ 非民主的的地方公務員法制定反対斗争を國家公務員法、公共企業体労働関係法、労働諸法規改正斗争と共に斗う。

この斗争は賃金斗争その他の斗争と一体のものとして、官公労組、民間労組をとわず広く共同して斗う。

(2) 政治活動の自由確保

イ 國家公務員法を改正し、非民主的的地方公務員法制定に反対するとともに、政治活動に関する人事院規則を撤廃させる。

ロ 教育基本法第八條第二項の不当な解釈及びこれにもとづく教育委員会等の政治活動制限、禁止の政策に対して反対斗争を行う。

ハ この場合特に政治活動の自由は憲法に明記された基本的人権であることを確認し、公務員、政

職員のみを特別に扱い、不当な圧迫を加えてくること及び教育の政治的中立性の善用等に対しては、徹底的な宣伝戦によつてこれを打破するとともに、組合員一人一人が勇敢に権利を行使する。諸弾圧に対する斗争

イ 学問 思想の自由に対する圧迫 組合活動に対する弾圧に対しては、その不当であり、憲法であることを明確にし、ひろく宣伝戦を行い反対する。この際公開審理 法廷斗争も最大限に活用する。

ロ この斗争に当つては他労組 民主的諸団体と共同して斗争ことはもちろんであるが、特に教育文化関係諸団体 知識人等と緊密な連絡をとつて闘い、大衆の世論をたかめる。

(4) 職制強化に対する斗争

教職員に対する考課表の作成と、それにもとづく不当人事 新教育実施による労働強化 職場における官僚統制 組合運動に対する妨害など職制強化による諸種の圧迫に対しては、職場毎に民主的運営を確立して反対斗争を行う。

二、生活権の確保

われわれは現在のみじめな生活を打開し、憲法で保証された健康で文化的な生活を営むため、働くだけの最低賃金獲得を中心とした実質賃金向上への次の諸要求実現に向つて中央 地方が緊密な連携のもとに官公労働者のみならず、広く民間労働者 農民 市民 中小企業家等と提携して闘う。この際階級的諸政党と緊密に連絡して闘うと共に、教育委員会 郡道庁縣市町村会 労働委員会 労働基準局 裁判所等をその情勢に応じて活用する。

(1) 最低賃金の獲得

吉田自由党政府に代表される支配階級は諸外國からの日本の低賃金によるカンピンプク政策反対の

声を談議化し、現在の飢饉的最低賃金を固定化しようとする食えない最低賃金の法制化に反対し、われわれは各地域の実情に即応した誰にもわかる「勤める最低賃金」をうち出しその獲得のために闘う。

(2) 六三ベースと職階制の打破

イ 六三ベースを打破するため勤める最低賃金の要求と九七〇四ベースの要求を結合させて闘う。
ロ 職階制と結合した六三ベースの職級はわれわれの獲得権を奪つたものであるからその廃止を要求する。

ハ 免許状を職階制と俸給表とに結合させようとする政府の意図にはあくまでも反対して闘う。

ニ 不合理な職階制が教職員に押しつけられることには反対するとともに、労働強化と天下降りの職制の強化をもたらしている職階制を打破し職階制を廃止させる。官公労働者のみならず民間労働者と共同して闘う。

ホ 労働協約によつて獲得した既得権である、週四十二時間勤務の線を堅持し、これを越えた分に対しては正当な超過勤務手当の支給を要求するとともに、政府のとつていいる労働強化策としての基本給を引上げずに超過勤務手当のみ増額するという賃金政策に反対する。

ヘ 労働強化と賃金の低下をねらつていいる人事院規則による「給与窓制度」はその廃止を要求して闘う。

(3) 賃金、勤務時間等労働諸条件の改善についてなら公務員に利益を与えることができず、かえつてわれわれに苛酷な労働条件をのみ押しつけていいる人事院に対しては、その廃止に向つて闘う。首切り行政整理反対

教職員並びに研究職員、技術職員等の不足が教育学術水準低下の大きな原因である今日、その行

改整理には絶対に反対するとともに、不当な政治的意図のもとに行われている首切りに対しては徹底的に闘う。

(4) 大衆課税と強制寄附に反対

イ 給与所得税 総合所得税は働く者の賃金をいよいよ食えない賃金にしている。われわれは給与所得税の適正化と総合所得税の撤廃を要求して闘う。
ロ 地方税法の改悪は村加租増税、固定資産税、市町村民税の新設、大中引上げによつて中小企業、の破壊、野蠻市民の徹底的な収奪をはかるとともに一方には一部資本家を擁護する意図を明瞭に示している。

われわれはこのような悪税、重税に対しては父兄大衆とともに反対斗争を行う。

ハ 電気、水道、ガス、の料金や生活必需品の値上げには反対する。

ニ 学校、警察等に対する諸種の強制寄附には父兄大衆とともに反対斗争を行う。

(5) 教職員給与の不合理是正と教育職員特別俸給額の制定

教職員を優遇するという立法の精神に基き次の條件を要求する。

イ 初任給を大中に引上げること。

ロ 誰もが増俸されるようにするとともに中堅年令層を有利にすること。

ハ 職級を設けず一本の号俸体系とし、誰もが最高号俸に達し得る途を開くようにすること。

ニ 切替再計算による既得権を回復するようにすること。

ホ 学大、資格、年数計算についての現在の不合理を是正させるとともに修業年数の長い者が不利にならないようにすること。

ヘ 学大、資格、年数計算についての現在の不合理を是正させるとともに修業年数の長い者が不利にならないようにすること。

ろ 学大関係教員の給与の合理化と増額

事務職員 幼稚園教職員 特殊職員 技術職員等の給与については種々の不合理と不当な低額が
おしつけられている点が多いから、これを打破するために斗争。

(7) 私立学校教職員の給与改善

イ 私立学校は種々の給与体系のもとに極めて低い賃金をおしつけられているところが多いから、
その組織化と賃上げ、労働協約締結の斗争を結合させて、労働条件の改善を斗争とするよう組織全
体として強力に一校一校の斗争を支援する。
ロ 現正では多くの学校がおちいつている経営難を打開するため、国及び地方公共団体の補助金等
を増額支出させるよう斗争。

(8) 社会保障制度の確立

イ 退職金 恩給の合理化と増額を要求する。
ロ 共済組合その他の福利厚生施設の拡充、整理とこれに対する国庫負担率の不合理是正と引上を
要求する。

ハ 公務による災害疾病、失業等に対する正当な補償が国家として保障されるような制度の確立を
要求して斗争。

ニ その他厚生年金、失業資金、困窮者の生活保護等総合的社会保障制度の確立を要求する。

(9) その他

イ 定期の昇給 昇格 本俸における男女差 地方昇格は号俸引上げ 単価引上げの斗争を強力に
おし進める中で斗争とする。
ロ 新制大学移行の途上における不合理な号俸差是正並びに地方教官と比べて不当に低い国立大学

附属学校教官の給与引上げを強力にすすめる。

ハ 地域給 寒冷地 石炭手当 僻地給については官公労組と緊密に提携してその地域指定 比率 金額等の合理化を闘う。

ニ 旅費の増額並びに教育研修費の支給 受講費の増額を要求して闘う。

ハ 現物給与の獲得

教育財政の確立

崩壊の危機に瀕している教育を復興し憲法に規定された教育の機会均等を保障する教育財政の確立を期して次の目標の下に強力に闘う。

一 義務教育費大巾国庫負担を基本とする標準教育費法（假称）を単独法として獲得する。

現在の政府原案である標準義務教育費法案は国庫の支出義務を放棄し教育費の地方移譲を企図したもので、標準単価は義務教育費全額無償という憲法の精神とはるかに懸隔を生じている。われわれは全額無償の基本線に立つてあくまで次の要求を徹り込んに標準教育費法（假称）を獲得するため闘う。

イ 義務教育費大巾国庫負担制度を確立し定額方式を打破する。

ロ 義務教育費全額無償を裏付ける標準単価を設定する。

ハ 支出義務規定を確立する。

ニ 適用範囲を高等学校（定時制含む）幼稚園までとする。

ホ 標準教育費の決定に当つては算出の方法を民主的に改善し増額する。

ヘ 教育費の全面的市町村移譲に今後とも反対する。

ト P.T.A及び大教員担による教育寄附金の全廃。

2. 六三建築並に災害復旧建築予算の大巾獲得

イ 二部授業 假教室 定員超過授業等の不正常教育を解消する。

ロ 借用教室を解消し 屋内体操場 特別教室の充実をはかる。

ハ 予算の配分については中央 地方とも合理的に行われるよう充分に監視する。

3. 免許法講習に必要な経費の全額を予算化する。

4. 新制大学実施に必要な予算並に研究費を大巾に獲得し、特に国立大学に必要な経費は全額国庫負担を獲得する。

5. 新学制の完全実施をはかるため、教育施設の改善充実をはかる。
以上の目標を斗いとるため

① 昭和二十五年度國家予算 地方予算並びに今回の税制改革に対して賃金斗争と密接に関連かけて反対斗争を行うとともに、一般平衡交付金法、標準義務教育法（政府原案）の性格を鮮明し、それが勤労大衆の負担増大をはかり、教育費の面で著しく後退せんとしている実状を宣伝し、父兄大衆に訴え、われわれとともに闘うようにする。

② この場合、國税と地方税との重圧下にある労働者、農民、中小企業家のもつ諸要求と結合させて、世論を喚起することはもちろん、徴税難と財源不足になやむ地方権力者をも含めて、全國教育水準を適切に維持し、さらにこれを高めるために、政府に対し、教育費の大部分を國庫から支出することを要求する。

③ この目標實現の期を、来るべき臨時國會にもとめ強力に闘う。
教育文化の建設

われわれの教育文化に関するすべての斗争は、人間性の解放を中核とした民族の教育文化建設に帰

結するものである。

1. 教育行政の民主化

学問と思想の自由を確保し、教権を確立するためには教育の官僚統制と斗わねばならぬ

い、そのために次のことを目標として闘う。

(1) 教育行政の非民主的教育局係諸法規反対斗争

(2) 教育委員会等の民主化

(3) 人民行政の民主化

この斗争に当つては

① 民主的教育局係諸法規中 非民主的な法規に対しては、制定反対、撤廃、改正斗争を行う。

このため特に地域、職場の実状を基本とし、父兄大衆を基盤とする斗争を行う。

② 教育委員会に対しては常に積極的文渉をもち、充分その動向を監視する。このため業務協議

会等を設置し、中央、地方の行政官庁と闘う。特に本年秋に行われる教育委員改選に当つては

全力をあげて闘い、その民主化を促進する。

③ 人事行政についてはその反動化を監視する。このため人事委員会等を設置し、積極的に人事

行政に参加するようにし、不当撤首、その他不当人事、職権濫用等には中央、地方を通じて積

極的に闘う。

④ 免許法については今後引續いて修正斗争を行うとともに、實際運用面について既得権の擁護

上般免許取得の機会均等とその簡素化について闘う。

⑤ これらの斗争の最も基本は職場の民主化にあるので、職制の強化による種々の圧迫は職場毎

に組合員一致して闘うとともに、職員会議を法制化し、命令傳達会議化しつつある状態を拂拭

2.

教育の機会均等の徹底

し、これを民主化しなければならない。

民主主義の原則にたち、機会均等実現のため斗争

このために次の具体的諸目標のもとに斗争

(1) 不就学子弟の解消

(2) 勤労青少年教育の充実

(3) 教育費軽減と盲兵制度の充実

(4) 私学助成の拡充

特に勤労青少年の教育を拡充するため、不就学子弟の補助金獲得、高額授業料徴収の反対、育英

制度の拡充、定時制教育、特殊教育の整備拡充、賃金斗争、教育財政確立斗争とむすびつけて斗争

とする。

幼児教育を拡充するため、幼稚園、保育所を増設し、補助金獲得、高額保育料徴収の反対斗争を

する。

3. 職能的組織並びにその運営の民主化

次の目標のもとに斗争

(1) 組合内部の各種組織の民主化

(2) 研究サークル運営の民主化

そのためには

① 組合内部の反組合的組織に対しては徹底的に斗争とともに、その発生を未然に防止する。

② 組合員の自主的な研究サークルに対しては、組合と緊密な関係におくとともに、その組織と

運営を民主化する。その運営

③ 校長会、校務主任会、事務職員会等の組織は組合組織と表裏不可分の関係におき、その運営と組織を民主化し、もつぱらその職制上の特殊的な部面の研究に限定する。

4. 教員養成の施設、制度の改革
教員の資格獲得を重んずるとともに、こゝらに進んで本質的な学問研さんのための研修機関の拡充をはかる。

このため次の具体的諸目標のもとに教育財政確立斗争、免許法施行斗争とあわせて闘う。

- (1) 大学教員養成部員の刷新
- (2) 現職教育施設制度の確立とその拡充
- (3) 講習施設、教育研究所等の整備、拡充
- (4) 通信教育の拡充

5. 教育内容の充実
教育方法における実践や経験偏重による体系的知識の喪失を排却して学力向上のための教育研究

活動を活発にする。

このため次の具体的諸目標のもとに闘う。

- (1) 教育課程乃至教科目の再編成
- (2) 教育方法の改革
- (3) 教科書の内容の民主化

この斗争については、われわれは学

① 大学における教育研究施設の荒廢

学術水準の低下はその極に達している。

向思想の自由、研究教育を復興するために努力をつづける。
 ② 高等學校における職業教育、技術教育の輕視打破のための予算獲得や職業課程の振興をはかる。

③ 義務制教育については基礎的能力をたかめる学科及び地理、歴史等の重視を符にはかる。
 ④ 教科書については検定委員会の運営の官僚化を排除し、民主的な検定教科書の制定を促進するとともに、組合においても積極的に教科書の編さんを行う。

なお、教科書の採用については、組合が積極的に参酬しなければならぬ。

6.

反動頑癭文化の排撃及び民族文化の擁護
 政府の反動的な文化統制政策及び社会不安に便乗する各種頑癭文化を排撃し、健康にして創造的な文化建設を斗いとるとともに、広く大衆に対し全地域に亘つて文化工作を徹底して行い、飛躍にまかせられている民族文化を擁護する。

このために次の具体的諸目標のもとに斗争。

- (1) 進歩的出版物、映画、演劇の推薦普及、製作、協力
- (2) 新聞、雑誌、出版、放送への教組の積極的進出並びに活動
- (3) 用款割当委員会、文化財保存会、文化税法等の非民主的統制撤廃
- (4) 学術文化の全面的國際興隆を目的とする民主的な対策委員会の設置
- ① PTA、子供の組織、民主的文化諸団体とひろく協力して提携する
- ② 進歩的良心的出版物、映画、演劇等については、推薦委員会の設置、教育的巡回班等をもつて普及参透を図る。

五 平和運動の展開

われわれは新憲法の平和的精神に則り、ひろく民主的諸団体と提携して日常の諸要求を強力に押しすすめる。平和に対する一切の障害排除と社会正義の実現のために國民運動を推進し、これを國際的に展開して世界平和の確立に寄与せんとするものである。そのため次のことを当面の目標として運動をすすめる。

- 1 民主主義的諸権利の確保
- 2 軍事基地化反対
- 3 民族の独立
- 4 全面講和即時締結
- 5 平和教育の徹底

この斗争にあたっては

① 平和確立の基本である民主主義的諸権利の確保のために組合運動を強力にすすめる。そのためには各種の平和擁護団体と協力して國民運動としての広汎な基盤にわれわれの活動をかかぬべきらぬ。

② 政府は新憲法の精神にもとり、一方的な観点に立つて講和問題に対処しようとしているが、民族の自由と独立とを希求するわれわれは全世界人民の平和への熱願と、二つの世界の対立を懸念した國際正義を信じ、全面講和促進に邁進する。

③ 平和教育振興のため平和に関する教材の蒐集、教育の方法、研究を行うとともに、映画、演劇、展覧会等の文化行事を通して平和思想の普及をはかる。更にユネスコ精神の普及徹底をはかり、かねて各地のユネスコ協力会への協力と民主的育成を図る。

◇ 結 び

われわれは過去におけるわれわれの斗争と現下の諸派勢の慎重な批判検討の上につつて本年度の運動方針を樹立した。

働くものの生活を守り、教育を守り、民族の根立と平和を希求するわれわれの要求は全勤労大衆の要求であつて、金融資本独占企業を代表する吉田政府の反動政策と真向から対立するものである。

われわれは、このわれわれのおかれてゐる立場と要求の本質を適確に把握すると共に、過去の斗争の貴重な経験を生かして、その足らざる点を補い、戦線を中小企業家、農市民等に広く拡大し、来るべき参議院議員選挙、臨時国会を第一の目標に闘いをすすめる。この闘いの中から全面講和への國民的世論をたかめ、吉田反動内閣を打倒するとともに、われわれの要求を貫徹しなければならぬ。

大 會 ス ロ ー ガ ン (衆)

- 一 生活を保障する実質賃金の確保
- 一 改悪地方税法絶対反対
- 一 労働基本権の奪還
- 一 学問・思想・政治活動の自由をまもれ
- 一 首切り・弾圧絶対反対
- 一 大巾國庫負担による教育財政の確立
- 一 頑廢文化の排撃、民族文化の擁護

- 一 子供の幸福と成長を守れ
- 一 労働戦線の統一
- 一 戦争反対 全面講和即時締結
- 一 反動吉田内閣打倒・送挙を果敢に斗え

議案第三号

規約並に規定改正に関する件

規約改正案

要 点	現 行 規 約	改 正 案
一部改正	<p>第九條 この組合に及ぶの学校種別専門部を おく</p> <p>1 幼稚園部 2 小学校部 3 中学校部 4 高等学校部 5 大学高専部 6 特殊学校部 7 私立学校部</p>	<p>第九條 同上</p> <p>5 大学部</p>
一部削除	<p>第十四條 大会は最高の決議機関で毎年五 月にひらく。臨時大会は中央委員会又は 単位組合三分の一以上の要求があつた時</p>	<p>第十四條 前文同上</p>

一部挿入

及び中央執行委員会が必要と認めを場合
中央執行委員長が之を招集する。
この場合には定期中央委員会の期日を更
更することができる。

すべて大会は会期の三週間前に通知する。

第十五條 大会は代議員で構成する。

代議員は単任組合において、組合員の直
接無記名投票により選出する。

代議員は単任組合員若干名につき一名と
し、その物数は五百名以上の場合一名と
する。

一部改正

第十七條 中央委員会は大会につく決議機

関で年四回五月八月十月二月に之を開く。
但し中央執行委員会が必要と認めを時、
及び中央委員三分の一以上の要求があつ
た時は中央執行委員長が之を招集する。

一部挿入

第十八條 中央委員会は中央委員で構成する。

以下全上

第十五條

全文全上

この場合には定期中央委員会の期日を更
更することができる。削除

末尾挿入...前項の基礎となる単任組合の

組合員数は大会開催月の前々月の月末に
おける組合員数とする。

第十七條 中央委員会は大会につく決議機

関で年四回原則として七月、十月、十二
月、二月に之を開く。
以下全上

第十八條

外

中央委員は單位組合において組合員の直
接無記名投票により選出する。
中央委員は單位組合に於て組合員五千名
迄は三名、五千名以上は三千名毎及びそ
の端数は尙餘五百名以上に一名の割合で
選ぶ。その中一名以上の婦入を選ぶ。

一部削除

号
番号
繰
下
げ

第十九條 中央委員会は次のことをきめる。

- 一 大会より委任された事項
- 二 大会に提出する議案の検討
- 三 規約についての疑義の解釈
- 四 規定及び各部細則の決定並びに変更
- 五 労協協約の改正、継続
- 六 他団体との連絡提携に関すること
- 七 追加予算及び暫定予算
- 八 任期中の役員の変更及び任期中の役員
を改選した場合の承認
- 九 懲罰並に慰籍に関すること

全文全上

末尾挿入……前項の基礎となる單位組合の

組合員数は大会開催月の前々月の月末に
おける組合費納入員数とする。

第十九條 中央委員会は次のことをきめる。

- 一 大会より委任された事項
- 二 削除
- 三 以下逐次号番号繰上げ

一部改正

十、南争組織に関する事

第二十三條 この組合の会議は構成員の三分の二以上で成立し多数を以てさめる。可否全数の時は議長がさめる。

欠席者の委任状を認める。

但し第十六條の第一項に關しては構成員三分の二以上、第二、七、八の各項に關しては構成員の過半数の直接無記名投票による賛成がなければならぬ。

一部改正

第二十四條 この組合は次の役員をおく。

中央執行委員長 一名

中央執行副委員長 二名

書記長 一名 書記次長 二名

中央執行委員若干名

会計委員 二名

監査委員地区毎に 一名

一部改正

第二十六條 中央執行委員は左の通りに選出する。

一、都道府縣單位の組合において各一名

二、この他、高校部一名、大学高専部四名

第二十三條

この組合の会議はすべて中央執行委員長が招集し、構成員の三分の二以上で成立し多数を以てさめる。以下全上

第二十四條 この組合は次の役員をおく。

中央執行委員長 一名

中央執行副委員長 一名

書記長 一名 書記次長 一名

以下全上

第二十六條 中央執行委員は左の通りに選出する。

一、都道府縣單位の組合において各一名

二、この他、高等学友部一名、大学部四名

議事運営規定改正案

要 点	現 行 規 定	改 正 案
一部改正	<p>第六條 規約第十五條の代議員及び第十八條の中央委員の送金の基礎となる単位組合員数は組合費納入員数とする。</p>	<p>私立学校部一名、特殊学校部一名、幼稚園部一名、青年部一名、婦人部三名、事務取員部一名</p> <p>第四十七條 この規約は昭和二十四年十一月十四日から効力を生ずる。</p>
削 除	<p>第六條 全文削除</p>	<p>以下全上</p> <p>第四十七條 この規約は昭和二十五年一月一日から効力を生ずる。</p> <p>但し第二十四條の中央執行副委員長一名書記次長一名については昭和二十六年度より効力を生ずる。</p>
	<p>現行第七條を第六條に以下逐次一條繰上げらる。</p>	

地区協議会準改正案

(準則を「規定」に改正する)

要点	現行準則	改正案
一部改正	<p>第四條 地区を次の九地区とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 北海道地区(北海道一府) 一 東北地区(青森、岩手、宮城、山形、秋田、福島の大縣) 一 関東地区(東京、群馬、埼玉、山梨、神奈川、栃木、千葉の一部七縣) 一 北信地区(新潟、長野、富山、石川、福井の五縣) 一 東海地区(静岡、愛知、三重、岐阜の四縣) 一 近畿地区(大阪、京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山の二府四縣) 一 中国地区(岡山、広島、山口、島根、鳥取の五縣) 一 四国地区(愛媛、香川、徳島、高知の四縣) 一 九州地区(福岡、佐賀、長崎、熊本) 	<p>第四條 地区協議会を次の八地区とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 東北北海道地区(北海道、青森、岩手、宮城、山形、秋田、福島の一道六縣) 一 関東地区(東京、群馬、埼玉、山梨、神奈川、栃木、茨城、千葉、静岡、長野の一部九縣) 一 北陸地区(新潟、富山、石川、福井の四縣) 一 東海地区(愛知、三重、岐阜の三縣) <p>以下全上</p>

役員選挙規定改正案

起 條	起 條	一 部 削 除
		<p>大分 宮崎 鹿児島(の七縣) 第五條 各地区協議会は必要な組織機 関及び役員をおくことができる。</p>
		<p>第五條 各地区協議会は必要な組織機関及 び役員をおく 附 則 第七條 この規定の改廢は中央委員会の承 認を必要とする 第八條 この規定は昭和二十五年 月 日 より適用する。</p>
要 点	現 行 規 定	改 正 案
一 部 改 正	<p>第一條 日本教取員組合理約第三十一條に 基いてこの規定をつくる。 第二條 この規定は中央執行委員長 中央 執行副委員長 書記長 書記次長 会計 委員及び監査委員の選等に適用する。</p>	<p>第一條 日本教取員組合理約第三十二條に 基いてこの規定をつくる。 第二條 この規定は中央執行委員長 中央 執行副委員長 書記長 書記次長 中央 執行委員 会計委員及び監査委員の選等 に適用する。 但し第二十六條第一号に掲げる中央執行</p>
一 部 挿 入		

一部改正

第三條前條に掲げる役員の時定選挙は毎年五月の大会で行う。任期中の役員選挙は臨時大会、若くは中央委員会で行う。

一部改正

第五條 選挙委員会は各地区の中央委員か、ら一名宛送はれた選挙委員によつて構成する。

一部削除

選挙委員の任期は一ケ年とする。但し推薦候補者及び立候補者は選挙委員会の構成員にならない。

一部削除
挿入

第九條定時選挙の公示は選挙期日二ヶ月前までに選挙期日を單位組合に通知する。任期中の役員選挙の場合はその都度少くも二十日前までに通知する。

第十二條

前文畧

選挙立候補者の推薦は組合員一千名以上の推薦か都道府縣單位若しくは地区協議会の推薦でなければならぬ。

委員は各都道府縣毎に送出し、大会の承認を得るものとする。

第三條 前條に掲げる役員の時定選挙は定期大会で行う。補欠選挙は臨時大会若しくは中央委員会で行う。

第五條 選挙委員会は各地区より一名宛送はれた選挙委員によつて構成する。
以下全上

第九條 定時選挙の公示は選挙期日二ヶ月前までに單位組合に通知する。

補欠選挙の場合はその都度少くも二十日前までに通知する。

第十二條

前文全上

選挙立候補者の推薦は、都道府縣單位もしくは地区協議会の推薦でなければならぬ。

一部改正	條番号の 繰下げ	起 條	一部改正	條番号 繰下げ	起 條	一部改正
第二十二條 この規定は昭和二十三年六月一日から施行する。		第二十條 当選者が失格しあるいは欠員ができた時は任期中の役員選挙を行う。			第十四條 任期中の役員選挙の場合には選挙期日の前日までに前二條の手続を経ればよい。	
第二十四條 この規定は昭和二十五年一月一日から施行する。		第二十一條 当選者が失格し、あるいは欠員ができた時は補欠選挙を行う。 第二十三條 この規定に必要な施行細則は別に定める。			第十四條 補欠選挙の場合には選挙期日の前日までに前二條の手続を経ればよい。 第二十條 この規定の第十二條第十三條による届出のあつた候補者が、その選挙における定員を超えないときは投票を行わない。 現行第二十條第二十一條をそれぞれ第二十一條第二十二條に繰下げる。	但し第二十六條第二号の候補者については当該学校種別専門部の推薦を認める。

学校種別専門部及各部細則

◆幼稚園部細則

要 点	現 行 細 則	改 正 案
一部改正 削 除	<p>第五條 總會は此の部の決議機関であつて各都道府県単位組合より送出された一名の代議員を以て構成し、毎年一回以上中央執行委員長がこれを招集する。その決議は出席者の過半数でさめる。</p>	<p>第五條 總會の此の部の最高の意志決定機関であつて、各都道府県教組幼稚園部長又は之に準ずるものを以て構成し、毎年一回以上開く。</p>
一部挿入	<p>第六條 委員会は總會につぐ決議機関で委員を以て構成し、必要に応じて中央執行委員長がこれを招集する。委員は各ブロック代表一名とする。但し本部所在地区よりは増員することができる。</p>	<p>第六條 委員会は總會につぐ決議機関で委員を以て構成し、毎年三回以上必要に応じて開く。委員は、各ブロック代表一名とする。但し本部所在地区よりは増員することができる。</p>
一部改正	<p>第七條 常任委員は此の部の常務を処理する機関であつて、常任委員を以て構成する。</p>	<p>第七條 常任委員会は此の部の常務を処理する機関であつて幼稚園部長、副部長、常任委員を以て構成する。常任委員は總會で選ぶ。</p>
一部改正	<p>第九條 部長はこの部を代表する。副部長</p>	<p>第九條 部長はこの部を代表する。副部長</p>

一部改正	起 起 條	一部改正	條 番 号 の 編 上 げ	削 除
<p>第十四條 この改正細則は昭和二十四年七月二十一日より施行する。</p>		<p>第十一條 この部の役員は任期は一年とする。但し重任を妨げない。</p>		<p>第十條 この部から選ばれる日本教取員組合の中央執行委員は總會で選出する。</p>
<p>第十五條 この改正細則は昭和二十五年月日より施行する。</p>		<p>第十二條 この部の経費は日本教取員組合の費用を以てあてる</p> <p>第十三條 この細則に規定してない事項は日本教取員組合規約による。</p> <p>現行第十三條 第十四條をそれぞれ第十四條、第十五條に繰り下げる。</p>	<p>現行第十一條、第十二條をそれぞれ第十條、第十一條に條番号を繰り上げる。</p>	<p>は部長を補佐し、部長に事故ある時はその代理とする。部長、副部長は總會で選出する。</p> <p>第十條 削 除</p>

◆ 高等学校部細則

要 点	現 行 細 則	改 正 案
一部改正	<p>第六條 總會は、この部の最高機関であつて各都道府縣より選出された一名の代表者で構成される。</p>	<p>第六條 總會はこの部の最高意志決定機関であつて各都道府縣毎より選出された一名の代表者で構成し、年二回以上開く。</p>
一部改正	<p>第七條 總會は次の各項について審議決定する。 一、細則の改廃に關すること 二、正副部長の選挙 三、部会の運営方針 四、その他必要な事項</p>	<p>第七條 總會は次の各項について審議決定する。 一、細則の改廃に關すること 二、正副部長の選出に關すること 以下同上</p>
削 除	<p>第八條 總會は年二回以上中央執行委員長が招集する。</p>	<p>第八條 全文削除</p>
條番号の繰上げ		<p>現行第九條を第八條に以下終りまで逐次條番号を一條宛繰上げる。</p>
一部改正	<p>第十條 委員会は年三回以上、常任委員会が必要と認められた時中央執行委員長が招集する。</p>	<p>第九條 委員会は年三回以上常任委員会が必要と認められた時之を開く。</p>

内十

削除	要点		一部挿入	一部挿入	一部挿入
第九條 この部から選ばれる日本教職員組合中央執行委員は、各ブロッツク及び東京部より一名宛選出せられる候補者につき	現行細則	<p>◆ 大学高専部細則</p> <p>「大学部細則」と改正する</p>	<p>一部改正</p> <p>第十八條 この改正細則は昭和二十四年七月二十一日から実施する。</p>	<p>一部挿入</p> <p>第十四條 部長は部会を代表し部の業務を統括する。副部長は部長を補佐代理する。部専門委員は部が必要あると認められた時委員会決議によりて適當な者に対して部長が委嘱し、委託された業務を行う。</p>	<p>一部挿入</p> <p>第十一條 總會の招集が着しく困難なる場合は委員会は總會の権限を代行することができる。</p>
第九條 削除	改正案		<p>第十七條 この改正細則は昭和二十五年月 日から実施する。</p>	<p>第十三條 部長はこの部を代表する。副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はその代理とする。部長、副部長は總會で選出する。</p> <p>以下全上</p>	<p>第十條 總會の招集が着しく困難なる場合は委員会は總會の権限を代行することができる。</p> <p>但しこの場合は次期總會の承認を得なければならぬ。</p>

目

◆ 特殊学校部

條番号の繰上げ	一部改正	一部改正	要 点	
總會にて送出する。	<p>第十一條 この部の役員の仕事は一ケ年とする。但し重任を妨げず。委員会において後任を確認せるときは四ヶ月以上勤務した役員交代を認めることとができる。</p>	<p>第十四條 この改正細則は昭和二十四年七月二十一日から施行する。</p>	現 行 細 則	
<p>第十條を第九條に以下逐次終りまで一條宛繰上げる。</p>	<p>第十條 この部の役員の仕事は一ケ年とし、再送を妨げない。</p>	<p>第十三條 この改正細則は昭和二十五年 月 日施行する。</p>	改 正 案	
	<p>第五條 總會はこの部に於ける最高の意志決定機関で各都道府縣教組特殊学校部長又は之に準ずる者を以て構成員とし年少くとし一回開く。</p>	<p>第五條 總會はこの部に於ける最高の意志決定機関で、各都道府縣教組特殊学校部長又は之に準ずる者を以て構成し、年一回以上開く。</p>	<p>第六條 委員会（地区代表者会）は總會に</p>	<p>第六條 委員会（地区代表者会）は總會に</p>

外十

一部改正 削除	一部改正	一部改正	繰上 番号	削 除
<p>第十四條 特殊学校部長及び副部長は特殊学校部常任委員の互選とし、特殊学校部長は日本教職員組合中央執行委員となる。但し特別の事情のある時は常任委員中か</p>	<p>第十三條 常任委員は委員会で候補者を選定し總會で決定する。</p>	<p>第十二條 特殊学校部委員（地区協議会長一名、同副協議会長一名）は各地区協議会で選出する。</p>		<p>第八條 この部のこの会議は該会構成員の過半数を以て成立し、議決は多数決とする。但し欠席者の承認状を認める。</p> <p>第八條 全文削除</p>
<p>第十四條 部長はこの部を代表する。副部長は部長を補佐し部長事故あるときは代理する。部長、副部長は總會で選出する。</p>	<p>第十三條 常任委員は總會で決定する。</p>	<p>第十二條 委員（地区協議会長一名、同副協議会長一名）は各地区協議会で選出する。</p>	<p>現行第九條を第八條に以下第十七條まで逐次一條宛繰番号を繰上げる。</p>	<p>次く意志決定機関で、日本教職員組合特殊学校部、各地区協議会長一名宛、同副協議会長一名宛又は之に準ずる者で構成し、年三回以上開く。但し承認状を認める。</p>

◆私立学校部細則

要 点	現 行 細 則	改 正 案
一部改正	<p>第六條 總會は最高の決議機関で各都道府 縣毎に一名の代議員をもつて構成し、そ の権能は左の通りである。</p> <p>一 細則の改廢</p> <p>二 正副部長の選挙</p> <p>三 事業計画の決定</p> <p>四 予算原案の審議並びに決算の承認</p>	<p>第六條 總會は最高の意志決定機関で各都 道府縣毎に選出された一名の代議員をも つて構成し、毎年一回以上開き、その権 能は次の通りである。</p> <p>以下同上</p>

削 除	條 番 号 と 繰 上 げ	一 部 改 正
第十八條 この細則にない事は日本教職員 組合規約並びに準則による。		第十九條 この改正細則は昭和二十四年七 月二十一日から施行する。
第十八條 全文削除		第十九條 この改正細則は昭和二十五年 月 日から施行する。
		現行第十九條を第十七條とする。

内十

一部改正	條番号の繰上げ	一部改正	一部改正	一部削除	削除
<p>五 当議行為に関すること</p> <p>第七條 總會は中央執行委員長が毎年一回これを招集する。但し委員三分の一以上の要請があつて中央執行委員長が必要と認められた場合には臨時總會を開くことかてきる。</p>		<p>第九條 委員会は中央執行委員長が毎年一回以上必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>第十二條 部長は總會において選出しこの部を代表し中央執行委員となり部の業務を統轄する。</p> <p>副部長は總會において選出し部長を補佐し、部長が事故あるときは代行する。</p>	<p>第十七條 この部の會議の運営は日本教職員組合議事運営規定に準じて行う。但し議決は多数決による。承認状はこれを認める。</p>	<p>第二十一條 この細則に規定してない事項</p>
<p>第七條 全文削除</p>	<p>現行第八條を第七條に以下終りまで逐次條番号を一條宛繰上げる。</p>	<p>第八條 委員会は毎年三回以上必要に応じて開く。</p>	<p>第十一條 部長はこの部を代表する。副部長は部長を補佐し部長に事故あるときはその代理をする。部長、副部長は總會で選出する。</p>	<p>第十六條 この部の會議の運営は日本教職員組合議事運営規定に準じて行う。</p> <p>以下削除</p>	<p>第二十條 全文削除</p>

◆ 青年部細則

要 点	現 行 細 則	改 正 案
一部削除	第一章 總 則 第一條 この青年部は日本教職員組合青年部と稱する。	第一條 「この青年部は」の「青年」を削除。以下第四條まで同じように削除。
一部削除 挿入	第二章 機 関 第五條 この青年部には次の機関を設ける。 總會、常任委員会	第五條 この部に次の機関を設ける。 一、總會 二、委員会 三、常任委員会
一部削除	第六條 青年部總會は意志決定機関であつて次の権能をもつ 一、細則決定及び変更 二、役員を選出、承認	第六條 總會は最高の意志決定機関であつて次の権能をもつ 以下同上

一部改正	條 上 番 号
第二十二條 この改正細則は昭和二十四年七月二十一日から施行する。	は日本教職員組合規約による。
第二十條 この改正細則は昭和二十五年月 日から施行する。	現行第二十二條を第二十條とする。

外十

四十一

一部改正	起 條	起 條	條 下 号	一部挿入
<p>三事業の決定及承認 四予算の審議決定並びに決算の承認 五その他必要な事項の審議決定 第七條 總會は各都道府縣一名で構成し年 二回開くことを原則とする。 但し常任委員会が必要と認めを時は臨時に招集することか出来る。</p>	起 條	起 條	條 下 号	<p>第八條 常任委員会は執行機関で次の権能をもつ。</p>
<p>第七條 總會は各都道府縣より選出された 一名の代表者で構成し年一回以上開くこ とを原則とする。但し委員会が必要と認 めた時は臨時に開くことか出来る。 第八條 委員会は總會に次ぐ意志決定機関 であつて次の権能をもつ 一總會で委任された範囲内の決定 二予算案の審議 三その他必要な事項の審議決定</p>	起 條	起 條	條 下 号	<p>第十條 常任委員会は執行機関で次の権能をもつ。</p>

一部改正	一部改正	條番号の 繰下げ 一部改正	削 除
第十五條 この改正細則は昭和二十四年七月	第十三條 青年部長は總會で選出し中央執行委員を兼ね青年部を代表する。副部長は常任委員中より常任委員会で選出し部長を補佐し部長事故ある時は代行する。	第十二條 この青年部に部長一名、副部長一名をおく。任期は一ケ年とし再送を妨げない。補充で就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。	第十一條 この青年部の會議は構成員の三分の二以上で成立し、出席現員の過半数を以てさめる。

第十六條 この改正細則は昭和二十五年	第十四條 部長は總會で選出し、この部を代表する。副部長は委員中より委員会で一名、常任委員中より常任委員会で一名出し選出し部長を補佐し部長事故ある時は代理する。	第十三條 この部に部長一名、副部長二名をおく。任期は一ケ年とし再送を妨げない。補充で就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。	第十一條 全文削除
--------------------	---	--	-----------

婦人部細則

一部改正

月二十一日から実施する
了 解 事 項
この青年部は数九年三十才まで(その年度の任期の終り迄)の組合員で構成するを原則とする。

要 点

現 行 細 則

一部改正

一部改正

一部改正

第一條 この婦人部は日本教職員組合規約第十條に基く婦人部である。
第五條 總會はこの婦人部の最高意志決定機関であつて日本教職員組合開催時にひらく、臨時總會は委員又は單位組合婦人部三分の一以上の要求があつた場合は中央報行委員長が招集する。いづれの總會も二週間以前に通知する。
第七條 委員会は總會に於て意志決定機関であつて都道府縣から選ばれた各一名の

改 正 案

月 日 から実施する。
了 解 事 項
この部は三十才まで(その年度の任期の終り迄)の組合員で構成するを原則とする。

第一條 「この婦人部は」の「婦人」を削除以下第四條まで全條に削除
第五條 總會はこの部の最高意志決定機関であつて毎年一回以上開く。
但し必要に於て臨時總會を開く事が出来る。いづれの總會も二週間以前に通知する。
第七條 委員会は總會に於て意志決定機関であつて都道府縣から選ばれた各一名の

一部改正	削除	一部削除	條上 番号	一部改正
<p>中央委員及び常任委員で構成し、必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>第十一條 部長、副部長は總會を選ぶ。</p>	<p>第十二條 日本教職員組合中央執行委員は部長副部長を以てあてる。</p>	<p>第十六條 この細則に明記してない事項は日本教職員組合の規約による。</p>		<p>第十七條 この改正細則は昭和二十四年七月二十一日から施行する。</p>
<p>中央委員及び常任委員で構成し、中央委員會開催時に開く。</p> <p>第十一條 部長はこの部を代表する。副部長は部長を補佐し部長事故あるときは代理する。部長、副部長は總會で選出する。任期は一ケ年とし再選を妨げない。欠員の補充で就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。</p>	<p>第十二條 全文削除。</p>	<p>現行第十三條を第十二條に以下第十五條まで逐次順番号を一減宛繰上げる。</p> <p>全文削除</p>	<p>現行第十條第十三條、第十四條、第十五條の「この婦人部」の「婦人」を削除する。</p> <p>現行第十七條を第十五條とする。</p>	<p>第十七條 この改正細則は昭和二十五年月 日から施行する。</p>

◆事務職員部細則

要 点	削 除	要 点
	第十條 この部の日本教職員組合中央執行委員は總會で選出する。	現 行 細 則
	第十條 全文削除	改 正 案
	第十五條 この細則の改正は總會出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。	現 行 細 則
	第十四條 この細則の改正は總會出席者の過半数の賛成を必要とする。	改 正 案

◆小学校部細則

要 点	現 行 細 則	改 正 案
一部削除	第十二條 會議の運営に関しては日本教職員組合の議事運営規定に準じて行う。但し會議は構成員の過半数を以て成立する。	第十二條 前文の上 但し以下を削除

議案第五号

5 選挙斗争に関する件

われわれは今回の賃金斗争及諸般の斗争を通じて労働者の賃金を釘付けにし、首切りと弾圧を横行し、産業と教育を破壊に導き、働く人民大衆を飢餓に陥れているものは実に独占資本に奉仕する吉田自由党内閣であり、これこそが全労働者階級の敵であることを明かに把握することかできた。

このあくなき暴政に対する人民大衆の厳正なる批判と反抗は明かに今回の参議院選挙によつて実証されようとしている。

もしわれわれ労働階級が今次の選挙斗争をして決定的な勝利に導き得なかつたとするならば、働く労働者は奴隷化され、教育は危機にひんし、日本は再び戦争への暗黒な道を進むであろう。従つてわれわれは吉田自由党内閣に対し組合の政策をもつて真向から対決し、他の労働者農市民と強く提携し、これらと闘い、この選挙戦に絶対勝利を明かせねばならない。

これがためわれわれは皆に次の目標を掲げて闘う。

- 一 教育費の大増、国庫負担による新学制の完全実施
- 二 学力低下に導く教育制度内容の改革
- 三 タイハイ文化の排撃、民族文化の擁護
- 四 子供の幸福と成長を守れ
- 五 働く者の生活安定による産業の復興
- 六 働く者の最低賃金の獲得、九七〇〇円ベース即時支給

- 七 不当大衆課税撤廃・強制寄附反対
- 八 働く者の基本的権利の確保
- 九 婦人の地位の向上と母性の擁護
- 十 社会保障制度の確立
- 十一 低米価と重税にあえぐ農民を救え
- 十二 農産物の関税撤廃反対
- 十三 中小企業に資金と資材を与えよ
- 十四 自由と平和と独立を保障する全面講和の促進
- 以上の斗を進めるに当り われわれは
- ◇ 現在加えられている政府活動に対する諸種の弾圧的政策的の一切を排除し、組合員の友愛と信義に基き団結を強化して斗え
- ◇ 職場から他の職場へ、組合員から父兄農市民へと凡ゆる宣伝機関を活用して、政府與党の反動性をバクロすると同時に、われわれの政策を浸透させ、土いを通じて大衆を獲得する
- ◇ 各地域に於ては出立得る限り民主的候補に統一して共同斗争を展開する
- ◇ 全国区、地方区共に組織からの候補を組合せ、相互に有機的・一体的な斗いを行う
- われわれは、今次選挙斗争を果敢に闘うことは勿論であるが、この斗いによつて盛り上げる大衆の組織的な斗争力を次の日常斗争へ発展させなければならぬ

議案第六号

6 世界教員總連合加盟促進並に代表派遣に関する件

提案 1 世界教員總連合加盟促進

2 オツタワ大会代表派遣

理由 世界的規模において國際的協力により次の目的の達成を期する。

1 教員の労働條件 賃金 身分の改善を期し その専門的 物質的 社会的諸利益並に諸權利の確保増進を図る。

2 完全なる教育の機会均等を期する

3 教育の重要性に対する理解を深め その施設 制度 機構の民主化並に拡充を期する。

4 教育に従事する者の國際的協力により教育の面より世界の平和と自由に貢献する。

〔参考資料〕

◆ 國際的教員諸組織

- 1 International Federation of Teachers *Chutogakko kyoin kateikai*
- 2 World Organization of the Teaching Profession (世界教員連合) *Seikai kyoin rengei*
- 3 International Federation of Teachers Association (教員団体國際連合) *Kyoin danrai kateikai rengei*

1・2・3が合同して

World Confederation of the Teaching Profession

五九

(1)は学校種別の職業組織である。(2)は労働組合としての教員組合も加盟しているが、職能文化の面の方が重視されている。これに反して、(3)は職能文化面もあるが、それよりも過かに労働組合としての闘いの面は、その組織も性格も総合的な広範なものになる。

組織の面から見れば、アメリカ、イギリス(全国教員組合)、スイス、中国、フランスなど事実上殆ど全世界にわたり五十五ヶ國の教員が加盟することになる。

◇ 世界教員連合 (別紙規約抜要)

○ 成立 三十八ヶ國教員組織の代表により一九四六年ニューヨークで創立

主要目的 ① 教育と教員の地位を高めること。

② 教育における國際的協力による平和の促進

第一回代議員会 一九四七年八月 於 ヌラスゴ

第二回 一九四八年 於 ロンドン

第三回 一九四九年 於 スイス

議 題

- 1 全國的教員組織は如何にして組合員の俸給 身分 退職手当を保護保証するか
- 2 教育改善に対する全國的教員組織の役割
- 3 教育と平和の關係

○ 二三ヶ國の全國教員組織加盟 会員總數約二〇〇万

外十

○本部 Washington, U.S.
支部 Edinburgh, Scotland

世界教員總連合に関する情報

(二月十四日・ワシントン発・USIS)
最初の世界教員綜合組織が 國際的理解と好意を促進し教育方式を改善し教員の諸權利を保護する
ために形成されようとしている

十八ヶ月の広範な活動の後 最後の障害が取除かれ 新組織(世界教員總連合・WCCTP)の規約
試案が三大教員國際組織の代表者によつて採択された。これは三組織それぞれの加盟員によつてこ
の夏承認されるであろう。新組織は「鉄のカーデン」の陰にある國を除いて事實上世界のすべての
國に會員を持つことになるであろう。

二月十二日 ニューヨークのコロンビア大学教養部長ウィリアム・ラッセル博士は言つた。この
発展は教育界に極めて大きな意義をもつであろう。この新組織は如何なる特殊な政党の影響も支配
も受けないであろう。五十五ヶ國の三〇〇万の教員が加盟することになると彼は見積つた。規約に
よれば、この「世界總連合」の主たる目標は、教育のすべての階層における教員を一つの強力な組
織に結集することであり、このことは教員が彼等の社会的機能の重要性に應ずる大きな影響を及ぼ
すことを可能ならしめるであろう。

この組織の目標は

- 1 人權を尊重し平和と自由を守るために 國際的理解を促進すべく、教育に対する理解を助成す
ること。

2. 青少年の利益のために、教育方式並びに教育組織を改善し、教員の専門的、専門的向上を期すること。

3. 教員の諸権利並びに物質的、精神的諸利益を守ること。

この總連合は、次の國際的な三大教員組織の勢力の統合をなすであろう。即ち、(1)教員団体國際連合 (IFTA) (2)中等学校教員國際連合 (IFPS) (3)世界教員連合 (WOTP)

過去十八ヶ月間、これら三組織は一つの統一団体を作る運動をして来た。三組織夫々五名づつ計十五名の委員がスイスのベルンに十月会合して予備の規約を起草したが、これは承認されなかつたので、十二月にパリに於て第二次の会議を持つた。

規約原案は七月十六日オッタワに於ける世界教員連合 (WOTP) 大会に提出されるであろう。既に三組織の代表者達によつて承認されているので、恐らくそれぞれの会員によつて承認される可能性は確實である。

この新組織は教員の一般的水準を高め、地位を向上し、自信を高め、更に情報を交換し、諸國の諸教員組織を支援しようとしている。

現在は教員達は榮つて分かれてはらになつてゐる。彼等はそれぞれの部面を代表して紅利的或は党派的の集団をなしている。

彼等は階層や社会的地位や、宗教や、性別や、政治上の主義や或はこれら要素の綜合に従つて分れている。彼等を代表する統一された声がないし、学校の要求する事や全世界的の教育の重要性に対して一般の注意をひきつけることのできる世界的規模の組織がない。

世界教員連合大会

本年七月十七日—二十三日

Charter Services, Ottawa, Canada.

議題

1. 教育と國際的理解増進との關係
2. 教育制度についての大眾の理解と支持を深めるための教員組織の事業
3. 教員の國際的團結

◆ 世界教員總連合の一構成団体 (世界教員連合一前記三組織の中の一) 規約

— 概要 —

(名称)

本組織の名称は 世界教員連合とする。

(目的)

本連合の目的は 左の任務を達成するため 全世界的規模に於て 公認された教員諸組織間の協力を確保せんとするにある。

- 一 總ての者に対し 最高の水準の完全にして自由なる教育を平等に享受し得るようにする事。
- 二 世界の教員の職業的身分の改善を図り、及び複等の學問的 (Intellectual) 物質的 社会的及び市民的諸利益並びに諸權利の増進を図ること。
- 三 適切にして正確な情報を交換することにより、教育事業に従事する諸國民間の協力を基として、友好關係を樹立し、以て世界平和の増進を図ること。
- 四 教育上及び専門的の事項に關して、國際連合その他の國際的団体の適當の機關に報告を行うこと。

(会 員)

本連合の会員は左の五種とする。

一 全国的会員

或る國の教員の全国的組織にして、その本連合への加入申込に付、本連合の執行委員会の假承認を得てゐるもの。但しその最終的承認（確認）は本連合の代議員会議に依り与えられる。

二 國際的会員

三 特別会員

四 准会員

五 名誉会員

(機 関)

本連合は、代議員会議、執行委員会及び書記局を以て構成される。

代議員会議

第一項 代議員会議は毎年一回總會を開く。

第二項 代議員会議は、全国的会員、國際的会員、特別会員及び名誉会員より代表権限を委託され

た代表者に依り構成される。

第三項 代議員会議は、(1)本連合の諸計画及び諸政策を決定し、執行委員会の報告を検討し、(2)執

行委員を送挙し、(3)本連合の会長及副会長を送挙し、及び(4)本連合の予算に承認を与え

及び効力を附与する。

執行委員会

第一項

執行委員会は、会長、副会長及び代議員会議に依り選出された他の五名の者を以て構成される。会長、副会長及び他の執行委員に対する指名は、總ての全國的会員により少くとも

第二項

代議員会議年次大会開会の三十日前までに文書を以て提出されねばならない。

第八項

執行委員会は、本連合の事務を処理し、以て代議員会議により採択された政策を遂行する。執行委員会は、代議員会議年次大会のために假議趣を準備し、及び代議員会議に対し前の大分以後に於けるその活動に付ての完全なる報告書を検査者の会計報告と共に提出しな

第九項

れはならぬ。

書記局

書記局は書記長一名及び書記長が必要と考へ、且つ執行委員会に於て承認された補助者を以て構成される。

(代議員)

第一項 全國的会員は、その加盟員若二千名に付一名の代議員を派遣する資格を有する。但しその数は三名を下らば五十名を越えないものとする。

(代議員会議に於ける投票)

第一項 全國的会員は、その加盟員五千人毎に一票の投票権を有する。但し此の投票権は一票を下らば又は五票を越えない。各全國的会員の投票は、その代議員団の団長により行使される。

◇ 正誤表

頁行	誤	誤	正
六頁六行目 二七頁五行目	転	誤	正
二七頁 七行目 四二頁十四行目	<p>△ 地区協議会連改正案 改正案 岡東地区へ、郡馬…… 改正案は第…第十三條 この細則に規定してな い事項は日本教職員組合規約 による 現行第十三條、第十四條をそ</p>	<p>地区協議会連改正案 郡馬</p>	<p>① 幼児教育の充実 ② 不就学子弟の救済 ③ 勤労青少年教育の充実 ④ 教育質程向上有奨制度の充実 ⑤ 私学助成の充実</p> <p>地区協議会連改正案 郡馬</p>
改正部 第十六條	<p>この細則は昭和二十四年七月二 十四日から実施する</p>	<p>この改正細則は昭和二十五年 月 日 から施行する</p>	<p>改正部 第十三條 この細則の改正は總會出席者の 三分の二以上の賛成を必要とする 事務職員部細則 賛成を必要とする</p>

<p>五頁 三行目より 五頁 十三行目 十七行目</p>	<p>改正案欄中「了解事項」 改正案欄中「逐次候補番号を」 現行第十七條を第十五條とする</p>	<p>了解事項 全文削除 「逐次候補番号を」 第十四條</p>
<p>四六頁 十三行目より</p>	<p>改正案欄 第十二條 第十三條 第十四條</p>	<p>第十一條 第十二條 第十三條</p>
<p>五頁 三行目</p>	<p>改正案：第十條を第九條に、以下逐次終り、 おで、一、條宛線上げる</p>	<p>第十條を第九條に以下逐次終りまで條番 おで、一、條宛線上げる（條番号「挿入」）</p>

凡そ凡そ第十四條 第十五條
に繰り上げる

当然次の第十五條を第十四に改める

455

[Faint, illegible handwriting]

455

Report of the process
1949

Japan Teachers
Union

昭和二十四年度經過報告

第七回大会資料

日本教職員組合

於香川縣琴平町

経過報告 (昭和二十四年度)

目次

◇ 總括

◇ 労働基本法の確立

一 団体交渉権団体協約締結権の確立

(1) 地方公務員法案

(2) 政令第二〇一号

二 政治活動並に学問思想の自由確保

(1) 学校に於ける政治活動(教職員 児童生徒)

(2) 人事院規則の制定

(3) 政治的献金

(4) 銃彈圧に対する斗争

(5) 兼職議員問題

◇ 生活基の確保

一 最低賃金斗争並に給与改訂斗争

(1) 越年斗争

(2) 休会明け国会斗争

二、実質賃金の確保

(1) 教育職員特別俸給額表作成

(2) 超過勤務手当

(3) 地給の問題

(4) 寒冷地手当 石炭手当の問題

(5) 旅費の問題

(6) 退取手当の問題

(7) 恩給の問題

(8) 定員定額制廃止斗争

(9) 其の他

◇ 教育文化の建設

一 教育財政の確立

(1) 教育予算

(2) 標準義塾教育費法案

(3) 地方に於ける予算斗争

二、教育行政の民主化—教育関係法法規

- (1) 教育職員免許法
- (2) 教育委員会法改正
- (3) 私立学校法
- (4) 大学管理法案
- (5) 其の他の教育関係諸法律

三、民主文化の促進と反動文化への斗ひ

- (1) 教育研究活動
- (2) 教育内容の充実
- (3) 映画 出版
- (4) 社会文化教育
- (5) 教育白書 基本調査

四、平和運動の展開—全面講和の促進

◇ 組織問題について

一、内部組織の活動

- (1) 幼稚園部
- (2) 高等学校部
- (3) 大学高専部
- (4) 特殊学校部

- (5) 私立学校部
- (6) 事務取直部
- (7) 婦人部
- (8) 青年部

二、外部組織

(1) 他団体からの脱退

- (a) 全労連
- (b) 全官公
- (c) 日本文化を守る会
- (d) 労農連絡会
- (e) 中央教育復興会議

(2) 他団体への加入

- (a) 国際自由労連への加入
- (b) 官公労の結成
- (c) 国会斗争共同委員会の組織
- (d) 日本労初組合総評議会準備会の結成
- (e) 其の他

三、選挙斗争

總 括

(四)

一九四九年度日本教職員組合の斗争経過の概要を記す。労組組合の基本的にして最大の武器たる団体交渉権罷業権が剝奪されて二年——一九四九年度の労組組合運動は前年にもまして更に苦難の途を歩まねばならなかつた。然しわれわれはこの苦難にも屈せずやがて来るべき将来の希望を目ざして全組織、全労働者の強固なる団結と決意をもつて斗争を押し進めてきたのである。

六三〇七円給与ベースの改訂斗争、越年資金獲得斗争、教育予算増額斗争、労働基本権の奪かん斗争を中核とするわれわれの斗争は、オ六臨時国会、オ七国会に対し熾烈に展開されたのである。

給与ベース改訂について吉田内閣は法律に規定せる人事院の勧告をさえじゆうりんし、国鉄、専売裁定に対しては法律を一方的に歪曲解釈し絶対多数をもつて押し切り、裁定を無視したのである。更に越年資金については之を給与ベース改訂にすりかえんとし、僅か二九二〇円の額をもつて押し切り中小企業に対する池田異言と同様われわれに死の犠牲をも要求したのである。

教育予算増額についてはわれわれ並に全国民の与論にたえかねて僅少額を計上し大衆の目をごまかしたのである。更に労働基本権の問題については国家公務員法と全く同一なる地方公務員法を制定し一層強力なる弾圧をわれわれに加えんと企としたのである。

かかる情勢下にあつてわれわれ日教組に於てはオ六臨時国会を目標とするオ一期斗争計画、オ七国会を目標とするオ二期斗争計画を樹立之にもとずき中央、地方を通じて広汎な斗争を展開したのである。宣伝啓蒙活動に、違法斗争に、ハンスト戦術に、二千万署名運動に、国会動員に、あらゆる手段をもつて斗争した。更にこの斗争の強力なる推進のため臨時大会と、四回の中央委員会と二〇回の地方代表をもつてする各種公評を開催したのである。またオ六回臨時大会の決定にもとずき新労

労働戦線統一のため活動し新組織結成に着々とその成果を上げてきたのである。この斗争の記録は苦難にみちたものであり、われわれの要求の多くは果されず今後に残されたが、われわれはこの過去一年にわたる斗争の貴重な経験を十分に生かし斗争態勢を整備強化して、さらに強ひな斗争へと立上りねばならぬ。

● 労働基本権の確立

一 団体交渉権団体協約締結権の確立

(1) 地方公務員法案

地方公務員法の制定は保守反動政府の労働運動弾圧政策の一環である。即ち過去に於ける政令才ニ〇一号の公布、国家公務員法制定改悪、公共企業体労組法の制定、労働法の改悪等によつて労働基本権たる団結権、団体交渉権雇業権をばくだつしたのと全く同精神に基ずくものである。われわれはかゝる意味に於て才五国会才六国会に於て本法案を提出せんとした政府に対し、強ひたる反対斗争を展開してきた。この結果、現在に於ては未だ提出されていない状態である。然し政府はきたるべき才七国会に提出、制定せんと着々準備をすすめているので今後の斗争如何にかゝつてゐる。また本法の反対斗争は教職員の労働関係を規定する教育関係労働法の單獨立法による労働基本権の確立斗争とともに行つてきたのである。

(2) 政令才ニ〇一号

一九四八年七月三日公布施行の才ニ〇一号はわれわれの労働基本権を大巾に制限、はく奪したものであるが、政府の一方的な公布施行による本法は幾多のむじゆんと問題を残してきた。

われわれは過去に於て本法は罷業権を裏付けとしない団体交渉権労働協約締結権は廢存するものとして斗争を行つてきたが、政府は絶えず本法に対し強断的曲解を下しわれわれの労働運動の弾圧の手段としてきたのである。然し本年（一九五〇年）に入つてからわれわれの反対斗争即ち不当感音に伴う地労委提訴問題、労働協約再確認に関する件、専任者問題等に端を發し且關係方面の助言等によつて問題化して來た。われわれは政府に対してはその廢置の不当性につき強力に交渉をすゝめ、中労委關係方面に対しては指導要請を行ひ、地方教組に対してもそれれ具体的問題をもつて斗争やう指示したのである。現状に於ては専任者に対する拘束的解決の除、労働協約の各條項に対する有効再確認並に新労働協約の締結斗争、労働條件に関する地労委提訴等の具体的斗争によつて労働基本権の確立をなし、併せて地方公務員法制定反対斗争を行つて來たのである。本斗争は今後の問題として一層強力に行ななければならぬ。

二

政治活動並に思想問題の自由確保
公務員並にわれわれ教職員に対する政治活動の制限禁止は色々の形態でなされてきた。即ち、学校に於ける政治活動の制限禁、人事院規則の制定、政治的識者等である。

(1) 学校に於ける政治活動（教職員、児童、生徒）
一九四九年六月関東の埼玉、茨城両県に於て当該教育委員会は、学校における政治活動について

「或は公立学校における政治活動に関する政策」として、教職員を中心に大巾な政治活動の制限禁止を行ひ、憲法に保障された「公民としての政治活動の基本的権利」を奪はく奪したのである。更に相ついで栃木県、群馬県、千葉県等関東一円に同様趣旨のものが、われわれの全力をあげての反対斗争にもかかわらず、わうす決定されたのである。然しわれわれの強力なる反対斗争は決して徒勞ではなくそれぞれ其の県に於て成果をあげたこと

は、決定された之等の政治活動制限禁止の内容によつて示されてゐる。又関東より全国に拡大せんとした此の向題は相当喰ひ止めることができたのである。更に此の向題の基本的なものとして、教育基本法第八條に対する斗争である。文部省は本法の第八條学校の政治的中立を独断的に歪曲解釈し地方に流した。即ち「学校」の意義を不当に拡大解釈し、教職員を公民として政治活動は勿論児童生徒の政治教育をも強刀に制限する措置に出たのである。われわれは民主的諸団体教育関係者、法律専門家、知識人等と緊密な連携のもと強刀にして拡張な斗争を展開一応の成果をおさめたのである。

(2) 人事院規則の制定

一九四九年九月十九日人事院は突如として、国家公務員法に基づく政治行為に關する人事院規則を制定した。本規則は十七條よりなり、公務員に対する公民としての権利たる政治行為に対し大中正制限禁止を加えたのである。特に教職員關係に対しては政治に關する學問的、良心的研究、論文、雜誌への投稿までも制限せんとした。此の向題はわれわれ労働組合並に大学教授を知識人中心とする与論の大きな反撃にあつて一応後に本規則の具體的解釈を出したのであるが依然として現実の活きた政治に關する公務員の政治行為は大中正制限禁止されている。基本的人権たる政治活動に対する制限、禁止の撤廃斗争は今後おぼろしく強刀に斗わなければならぬ。

(3) 政治的職首

定員法にからむ全官公庁職員に対する政治的職首は、特に特定政党に属する公務員を焦点として行はれた。教職員に対する政治的職首は他の全官公庁職員に対する此の種の職首の一応終了した後最終的に行われた。

即ち一九五〇年十月以降大学関係職員に先づこの問題が起り、ついで公立学校教職員、特に教組幹部に集中された。憲法に保障された、学向、思想、政治活動の自由を制限、禁止する本問題の性格上、識者有たる反動政府及び之につらなる各当局の識者理由は極めて不明確で、まかしが多く、一方的強圧によつて強引に職首した、これに対しわれわれは憲法基本とする反対斗争を継続し、労組、友誼民主団体を中核とし、一般大衆をも含めた斗争、或は、地学委提訴、公開審理要求、法提斗争等によつて一部成果を収めつゝある。今後とも労働基本権並に基本的人権の確立の一かんとして、特に宣伝、啓蒙による与論の拡大強化を基盤とするねばり強く、強力なる斗争を継続しなればならない。

(4) 諸弾圧に対する斗争

其の他上記以外の有形、無形 of 思想、学向の自由或は組合活動に対する諸種の弾圧政策或は教職員に対する考課表の作成、不当人事、新教育に伴う労働法化、職場に於ける官僚統制等逐次敵の圧迫は強化されつゝある。われわれは各地域、各職場に於ける之等の具体的問題に關し、それぞれ適応した具体的斗争を展開してきた。然し敵は巧妙にして広汎な手段をもつて弾圧を法化しつゝあり、われわれは之等の弾圧に対しては具体的にして詳細なる計画のもと組合員一人一人の日常斗争を強化組織化して斗わねばならない。

(5) 兼取試験問題

兼取試験問題は約八ヶ月に亘つて日教組並びに東京都関東試験団を中心に日教組傘下各該当試験員がたゆまない斗争を展開していたが五月二十日参議院に於ける河野参議員の緊急質問に対する政府の回答以来懸案の教育試験兼取問題も一気に主張通り解決するかにみえたが六月六日の政令案文を文部省で探知するに及んで問題は重大化し、更に強力な斗争が展開された。

日教組は、一、教職員の兼職は出来る、二、教育委員会の設置されていまい市区町村の学校教職員
の身分は都道府県教育委員会にあるという基本線て交渉を続けた。これによつて教職員の身分
が県教育委員会にある者は、市区町村全議員は兼職出来るという原則が決定され政令が出され
一応われわれの斗争に成果があつた。

生活権の確保

一、最賃斗争並に給与改訂斗争

(1) 越年斗争迄

飯坂大会決定の十六万五千円要求の最低賃金制の斗いは、大会直后より全官公と共に政
府に要求してきたが、昭和二十四年度超給衡予算を実施している吉田内閣はこれに容易に応ず
る受配もなく交渉は膠着状態となつた。そこでわれわれは一方に於て政府との交渉を継続する
と共に他方人事院に対し国家公務員法才ニ八條により人事院が義務付けられている給与改訂勸
告の履行を要求したのである。この交渉によつて人事院は七月を基準時とする給与改訂の準備
を進め、改訂勸告をする意志を七月末に於て言明するに至つたのである。

この案について増田官房長官も勸告を受けたならば充分考慮すると言明するに及んで交渉の
中心は人事院に移り、その額・体系時期等について交渉を重ねて来たのであるが、それらも人
事院の徹底した秘密主義のために思うように具体化するに至らなかつた。

そこでわれわれは、十一月十一日より開かれた塩原大会に於て、教育職員給与ベースとして
一一〇〇〇円要求を打ち出し、人事院の給与改訂勸告を中心に闘う方針をとり、且つその額は

公務員全体のベースに換算すれば九七〇〇円ベースになり、共同斗争の出来る弾力性をもたせたのである。(一〇)

この塩原大会の決定は、大会終了後、政府、文部省、人事院に一一〇〇〇円要求の交渉を進めると共に、塩原大会の決定による新全官即ち官公労が組織されるや、ここにおいて統一要求として九七〇〇円を決定し、政府、人事院に当つたのである。

丁度昭和二十四年度追加予算が計上される才六臨時国会が十月二十五日より開会されていたので、この御会を機に斗いとらねば二十四年度よりの支給がされぬため、官公労、国会共斗を中心として、直ちに政府、人事院、政院に対する強力交渉をおつたのであるが、政府は野党の国会劈頭よりの有向に対し改訂の意志なしと言ひ、或は人事院の勧告があれば考慮する等と逃げ、人事院も十二月迄には勧告すると答えるに止まつていた。而してドツ子氏の再来訪により更に硬化した政府は人事院の勧告の指止に秘かな策動をし、国会閉会迄に当然行はるべき勧告を発表せしめなかつたのである。

而して先に国鉄は九七〇〇円要求の団交が物別れとなり調停案が出たが、政府が拒否したため仲裁に入り、その仲裁々定が十二月三日提示され、翌十二月四日、人事院は補正予算成立の臨時国会閉会の翌日、二十五年度本予算審議の才七国会開会日を選び且つドツ子氏の帰米直后特に日曜日に、七八七七円ベースの勧告を発表し、ここに新しい斗いの場が開かれるに至つた。日教組は十二月四日全国代表者会議を開き五日より連日首相官邸に坐込み戦術に入りある時は、けんそくが行はれ、ある時は官憲と衝突する等を起こしながら、給与ベース改訂、越年資金獲得の交渉に入つたのであるが、これに呼応して国鉄亦政府の拒否している仲裁々定の即時実施の強力交渉を持つに及んで一時に国会共斗、官公労の斗いは盛り上り、連日国会、首相官邸デ

速報

一九五〇年四月廿四日

(この速報はプリントとして直ちに組合員に報道されたい)

日教組情報部発行
編集責任者 東谷敏雄

自由党だけ地方税改悪法「可決」

国会自主権まもり全野党一せい退場

予算とともに今国会の最重要法案である地方税改悪法案は廿日衆議院で全野党退場のまゝ、原案を可決、即日参院へ回付された。

この法案の審議過程において次のよう驚くべき政府、自由党の横暴が行われている。すなわち全勤労大衆の死活の問題であるこの法案の審議に当つて地方行政委員会では、地方税法案の悪本法案である地方財政委員会法案、地方財政平衡交付金法案が提出されておらず、附加増徴税については審議保留になり、市町村民税のうち固定資産税以下三百数十条が審議未了であるのみならず、政府の提案説明も行われていないのに、自由党議員から横打切り勸諭が出、これを一方的に強硬してしまつた。このため野党側は退場したが、本会議でも野党側は審議権の死守、委員会での勸諭を前提として退場し、与党側だけで議事を進めろというさながら「自由党代議士会」のすべたを至したまゝ、原案を可決し、国会はじまつて以来の重大な事態を生じた。

また審議の経過において十九日になつて總司令部ホイットニー民政局長から「いかんも修正も認めない」との意向が伝えられ、これによつて吉田首相が自由党代議士会で「本日中午に通せ」と言明したこと、それまで参院送呈の効果をねらつて修正の態度をあらわしていた自由党が急転し、委員会でも審議権放棄に等しい勸諭が出されたもので、これに対し、野党側では全く前例のないこととなり、その「意向」の解説によつては国会の審議権に肉する重大問題なので、野党側として直接関係方面に国会の意思を伝えるなど、国会の自主性保持への向意が大きいかびあがつてきている。すなわち野党側では廿日午後四時と十時と二回にわたつて野党議員總會をひらいてこの問題について対策を協議した結果、地方税法案審議の経過を詳しく記し、国会の自由性を認められたい旨の書簡をマ元帥に提出するとともに、各党代表がホイットニー民政局長を訪ね、同主旨を専請することとをきめ、同時に参院でこの法案を可決することに野党各派が全力をつくすことを申合わせ、次の

また審議の経過において十九日になつて總司令部ホイットニー民政局長から「いかなる修正も認めない」との意向が伝えられ、これによつて吉田首相が自由党代議士会にて「本日本中に通せ」と言明したことから、それまで参院送付の効果をねらつて修正の態度をあらわしていられた自由党が急転して参院会で審議に付し、勸議が出されたもので、これに対し野党側では全く前例のないこととあり、その「意旨」の解説によつては国会の審議権に属する重大問題なので、野党側として直接関係方面に国会の意思を伝えざるを得ない、国会の自主性保持上の問題が大きいかびあがつてきていた、すまはら野党側では廿日午後四時と十時と二回にわたつて野党議員總會をひらいてこの問題について対策を協議した結果、地方税法案審議の経過を詳しく記し、国会の自由性を認められたい旨の書簡をマ元師に提出するとともに、各党代表がホイットニー民政局長を訪ね、阿首相を要請することとをきめ、同時に参院でこの法案を否決することと野党各派が全力をつくすことを申し合わせ、次のような共同声明を發した。

悪税法粉砕のため徹底的に闘う

野党共同声明

自由党が地方税法案の審議において独裁的横暴の本性を遺憾なく暴露したことは民主日本の耻辱であり、すでに天下の公認としての資格を失つたものと断せざるを得ない。われわれは議員連署委員会でわれわれの立場主張を宣明する機会を要求したが、ついに与党は正しき言論を封殺したことは本会議における議長の一党一派に偏した超権威とも国会の審議権をふみにじり暴挙である。野党全員の退場という事態は七十年の議會史にその例なく新憲法はこゝにふみにじられた。われわれの退場はあくまで審議権を死守し野党の發言を拒否した委員会が無効を前提とする當然の措置である。この悪税法が実施されることによつて死生の苦境に達し込まれる同胞の悲慘な姿を想到すればまさに戦慄を察し得ない。われわれは国民のために國民とともにこの悪法粉砕のため最後まで徹底的に闘う。

主として社会新聞廿五日記事による

なお共産党代議員団でも同日次のような声明を發した。

共産党議員団声明

- 一、本日参議院は野党が關係方面との再交渉のたのみの休憩勸議を提出したにもかかわらずこれを無視し与党議員のみで地方税法案を無理矢理に通過させたがこれは国会審議権を完全にじゅうりんするものである。
- 二、この税法によれば住民税は五倍、十倍に八本上り付加価値税は労働者の賃金を課税対象としていたため、大部分労働者の賃金が削減され、農民の小作料は七、十倍に引上げられる。また中小企業

は付加価値税、固定資産税によつて破滅するに過ぎない。われ／＼はかかる悪法にたいし
だんこ反対する。

一、全人民の本法案にたいする反対は自由党の一部をも動揺させ、見せかけの修正にかたむかせた。
しかるに昨十九日総務令部の意向として「修正案は承認できまい。また今後提示されるいかなる
修正案も認めない」とむね伝えられた。

一、日本国会法によれば国会は国の最高機関であり、唯一の立法機関である。ポツダム宣言に保障
された條項にもとづき人民の利益を守るためにかゝる悪法を修正ないし反対することは国会議員
としてなすべき当然の義務であり権利である。もしこの義務を果さずこの権利を放棄するならば
国会の存在理由はどこにあるか。

一、吉田政府ならびに自由党が今回とつた態度こそは彼等が全く国の主権と国会の自主性を売り渡
し、内外独占資本のために人民の利益をじゆうりんしてはばからないことを示すものである。わ
れ／＼はこの事実を人民諸君に訴え、日本自主独立のためにわれ／＼とともに敢然と斗われんこ
とを要請する。

院内外一致して未曾有の悪法撤廃に闘う

地方税反対国民大会

十九日改悪地方税法衆院通過を前に日比谷公会堂で中小企業、農民、国会共斗、官公労、婦人団
体など四十数団体、約四百名が集つて地方税絶対反対国民大会を開催。日教組阿副委員長（官公労議
長）の閉会のことばに続いて、全中改議長岡井氏の「中小企業の五人や十人死んでもがまわぬとい
つた政府に、全国民の反対意思をはつきり認識させよう」と、婦人団体代表川崎さんの「家庭の主婦
がこの税金によつていかに苦しむかを全国の主婦に知らせて共に反対運動に参加させよう」となど十
数名の各代表登壇者のいづれも絶対反対と絶叫。野党連合代表も「院内においてあくまで通過阻止の
ため闘う」とこれに応じた。まお社会党三宅正十氏は

「こんどの地方税法は政府が関係筋の意向と称して一方的に成立させようとする経緯にかんがみ
この斗争は自由党に対する闘いはかりでなくドツジ、シャウワ方式に対する闘いである。それらの
方式がそのまま日本に適用されることを著に正しめたい。われ／＼はマ元師もいうように

十九日改選地方税法衆院通過を前に日比谷公会堂で中小企業、農民、国会兵斗、官公族、婦人団体など四十数団体、約四千名が集つて地方税絶対反対国民大会を開催、日教組岡副委員長（官公族議長）の開会のことばに続いて、全中改選長岡井氏の「中小企業の五人ヤ十人死んでもかまわぬといつた政府に、全国民の反対意思をばつさり認識させよう」と、婦人団体代表川崎さんの「家庭の主婦がこの税金によつていかに苦しむかを全国の主婦に知らせて共に反対運動に参加させよう」となど十数名の各代表登壇者いづれも絶対反対と絶叫、野党連合代表も「院内においてあくまで通過阻止のため闘う」とこれに応じた。なお社会党三宅正也氏は

「こんどの地方税法は政府が関係筋の意向と称して一方的に成立させようとする経緯にかんがみこの斗争は自由党に対する闘いはかりでなくドツジ、シャウプ方式に対する闘いである。それらの方式がそのまま日本に適用されるのが常に正しいとはいえない。われわれはマ元師もいうように日本国民の自主性に立つて国民の自由なる意志を表明する権利があり、国会は国民の意思を代表しこ不当な法律を修正、否決する権利がある」と固い決意を披れさせた。

ついで「院内外一致して未曾有の悪法撤廃に闘う」の宣言を可決したのち

- (一) 附加価値税創設絶対反対
 - (二) 固定資産税の倍率引下げ、非課税範囲の拡大
 - (三) 市町村民税所得税率の軽減、均等割の是正
 - (四) 遊興飲食税の对象的なもの、大巾減税
 - (五) 入場税の税率引下げ、非課税範囲の拡大
 - (六) 自転車および荷車税の撤廃
 - (七) 電気、ガス税の非課税範囲の拡大
- などを決議し、実行委員をえらんで国会、政府に決議文を手交した。

モが行はれ、都内各所に宣伝隊が繰り出され、国鉄先ずハンストに入り、続いて日教組をはじめ官公労各労組がハンストに入り、斗いは盛り上つて来たが政府は頑強に給与改訂を拒み、越年資金若干を出して誤魔化さんとして来たのである。而して年の瀬を迎へての組合員も早急にこれを要望する声が高まつて来たので斗いの熱気は越年資金獲得に移つた型をとつたのである。この斗いは、最初五六百円程度と称した。政府もわれわれの圧力に漸次増額され、十二月十九日公務員二九二〇円、国鉄三〇〇一円支給を政府が決定し、越年斗争は一致落し、国会共闘を中心とする給与ベース改訂斗争は休会明けの国会に譲られたのである。

これより先日教組は国家公務員に越年資金が出た場合、公立学校の教育職員は同額を且つ国庫から出すよう交渉を進めて来たが、法的には、義務教育国庫負担法の規定にも年末資金の規定がなく、政府は最后迄言明を避けたのであるが、遂に同額を支給し、半額は国庫が何等かの予算措置をすることを約したのである。

抑して日教組は直ちに地方教組に政府の決定額の上に地方の実情に即し、最大限の額の獲得方を指令すると共に地方自治庁と数回の交渉を持ち、地方自治庁が地方公共団体が地方公務員に対し国家公務員以上に年末資金を出すことを指止する通牒を出したのに対し、超過勤務手当旅費、日給直手当、研修費等の名目で国家公務員以上に出すことは何等差支えないとする一札をとつたのである。

(二) 休会明け国会斗争

新春に送り込まれた給与改訂斗争は、一月二十三日国会開会を以て活発化し、劈頭首相、蔵相の施政演説は給与ベース改訂の意志なきことを言明し、これに対し野党は国会共闘の政府交渉に呼応して質問戦を展開したのであるが、絶対多数の与党を持つ政府は国家公務員共闘

精神を無視し、公企労法を自ら蹂躪する無暴を敢てするに及んで、国会共斗は、ゼネストを決議し、二月六日ゼネスト準備態勢宣言を発するに至った。

かくて日鉄、全鉱連、電産、炭労等国会共斗参加民間産業労組も各々の斗いのヤマを国会に於ける予算審議の経過から、来る官公労の斗いのヤマに合致させる戦術をとり、戦線統一に努力しながら二月末よりストに突入し、官公労組も或は遵法斗争或は規制斗争に入り、波状的に漸次強化、攻勢に出、日教組も亦全国代表者会議、戦術会議を持ち遵法斗争指令を発したのである。

而して野党の準備した給与改訂の法律案も司令部のO・Kを得るに至らず、且つ野党連合の予算修正案も三月一日関係方面の全面的拒否が明らかになされたが、国会共斗は三月三日、首相官邸に約三千名を、同じく九日一万五千名を国会内に夜間デモを行い、予算案の通過を指止する筈、院内外呼応した斗いも行つたのであるが、遂に二十五年度予算案は十日参議院を通過し、斗いの中心は参議院に移されたのである。

この斗いの中に於て、関係方面の勧告もあり、民間労組に対しては個々に政府或は中労委の調停がなされ、漸次参議院の院外斗争に主カが注がれ、そのため参議院の予算委員会に於ては否決せしめることに成功したが、四月三日の本会議に於て遂に否決せしめることが出来なかつた。

僅かに三日間の予算のブランクを作り、且給与法の満期に伴う同法延期法案に参参院の決の喰い違いを生じ政府に一泡ふかせたに止まり、遂に給与改訂斗争は不成功に終り、参議院選挙斗争に移行せざるを得なくなつたのである。

二、実賃賃金の確保

（一）教育職員特別俸給額表作成

法律第二六五号に基く教育職員特別俸給額表（別表）作成要求については、別府、飯坂、塩原大会の決断により交渉を進めつゝあるが現在極めて悲観的である。

即ち入月初旬より積極的な交渉に入り、文部省との交渉も大体一致する方向を見出し、人事院に対し、文部省より二回に亘り次官名を以ての申入れを行わしめ、われわれもまた人事院に対し交渉を重ねて来たのであるが九月中下旬漸く人事院は一応の具体案を作成したのである。然しこれは教員の優遇面に余り考慮が拂はれず、極めて僅かな部分の給与の合理化が考へられるに過ぎぬものであった。然し乍ら国家公務員法制定以来公務員の給与を統一せんとする関係方面の考え方は別表を作ることはこれに反することであり、若し作成するとしても現行給与法によつて形造られていた体系から大巾に外に出ることは許されぬ状態にあり人事院の考えすら許可が得られない状態である。

例えは国家公務員法及現行給与法によるならば、公務員の給与は法律に基かずには支給されず且つこの法律は階級制によらねばならぬことが規定されているが、教育職員に対して階級制の実施は極めて困難であるので人事院も取組を設けない考え方を採っているのであるが、関係方面がこれを許可することは国家公務員の統一的な給与体系を再び乱すものとして許可されないものである。従つて人事院もこの勧告をしたくない気持はあつてもその内容が勧告に値するものでないため現在に至るも出来ない状態である。

ここに於て教育職員特別俸給額表については最初に戻して考え直さねばならぬ段階に到達しつゝある。

(2) 超過勤務手致

日宿直手当が超過手当として支給されねばならぬにかゝりならず、昭和二十四年度国庫負担分が完額間によつて組まれたので不法な予算の組み方であり超勤として組み直す事を文部省に要求を続けたのである。このため文部省は才六國臨時国会の補正予算に出すために大蔵省に要求したが大蔵省の査定により削除され定額制のまま残っている。現在人事院に対し超勤として支拂われねば違法であり罰則が適用されねばならぬと主張し、標準教育費による地方のこの闘いを有利に、闘い易い方向に進めるべく努力している給与ペース改訂斗争の途中に於てわれわれは教育職員に対してても正規の勤務時間を超えて勤務した場合に対し超過勤務手当は支給されねばならぬと再三交渉を開始し、文部省及び人事院も原則的にはそれを認め、文部省は予算要求を大蔵省に提出し交渉したが人件費の新規或は單価の増額を一切認めぬ政府の方針はこれを拒否してしまつた。

(3) 僻地給の問題

昭和二十三年度の僻地給は政令三三三号に基き支給されることになつていたが、教育委員会からの報告が全部集らなかつたことを理由に大蔵大臣は地域の指定をせず、而も二十三年度予算は年度経過により支出不可能となつた。このことは明らかに政府の怠慢であつてその支給の義務ある事を指摘し二十四年度予算を以て二三四年度の僻地給を支拂わしめた。

(4) 寒冷地手当 石炭手当の問題

才五国会に於て全官公寒冷積雪地対策協評会が持ち込んだ法律案が大きく修正されたが一応の通過を見人事院の指定によつて支給された。然し乍ら地域指定の種々の不合理(一)二の不合理の是正には成功したが(一)或は石炭手当の額が人

争院勧告より政府に低額にせしめられた事は遺憾であつた。

今後法制化されたこの手当の額の引上げ及び地域指定の合理化の斗いがなされねばならぬ。

(5) 旅費の問題

昭和二十三年度義務教育費国庫負担法による單価三〇〇〇円が昭和二十四年度三〇〇〇円、昭和二十五年年度予算は一応四〇〇〇円で組まれたが二十五年年度には講習旅費が含まれて計算されているので必ずしも増額とは言えない唯国の支出額を多くした事に多少の成功と言えるが、地方教組は四〇〇〇円以上を普通旅費にし外に講習旅費をカクトクする斗いが進められると思はれる。

(6) 退職手当の問題

昭和二十四年度初めに於て政府は政府職員の退職手当の減額を政令によつて決定したが、われわれはこれは地方公務員である公立学校教育職員には適用されぬと解釋し、大蔵省、文部省、地方自治庁と交渉の結果適用せしめられた。然し義務教育国庫負担法及び同施行会によつて国庫負担分は政府職員と同額の負担となるため地方によつては政府職員と同様に減額された地方もある。このことは定員定額制の影響の表われであつて、中央、地方の一層の斗いが痛感される。

(7) 恩給の問題

恩給を給与ベースにスライドさせる要求は大蔵省、文部省、恩給局に要求して来たが、昭和二十五年年度予算に於て五六億が通過したので一月一日遡及適用されることとなつた。昭和二十四年一月十二日以後の新採用者に対する恩給法の適用は地方公務員との同等で複雑な情勢である高等学校の加給率の不利の是正要求は元來加給は教育職員及警察官のみに附せられたもので恩給法の大改正が考えられている時、徒らに向題にする時教員の加給のすべてが取りられぬ情勢にあり慎重を期している。

(8) 定員定額制廃止斗争

飯坂大会に於ける定員定額制廃止決議により政府並に関係方面とも種々交渉を重ねたが結論として廃止に成功することが出来なかつた。然し乍ら地方自治庁が指導した都道府県に於ける定数指令の制定は法的に疑義ありとした。われわれの主張は定数指令を教育取員の場合制定することは適当でないとい冊をとることに成功した。又地方自治庁財政部長は文部省の決定した定員定額を超過して地方が決定することは憲法であり配付税を減ずる旨の通牒を各都道府県知事に通牒したが、この事は地方自治に不当の干渉を与へるものであり教育の自主性を侵がいするものであると強硬に地方自治庁、文部省に交渉し且つ衆参両院、文部地方行政委員会に請願しその結果取消しの文書をとることが出来なかつたが実際には、配付税に減額等は行つ旨を評会に於て言明せしめたのである。しかしこのために地方の斗いが非常に困難を極めた事は遺憾である。この定員定額は現員現給より低い点を文部省と交渉し、二十四年度補正予算に於て約三億をカットしたが、なお不足が生ずる結果となつた。なお二十五年度小学校一五、中学校一八の枠を拡大したがこれが一般平衡交付金に入つたため明確に浮き出されぬ結果となつてゐる。

(9)

其の他教取員の生活権の確保のため厚生部は全学生協連と共に放出毛織物の獲得、キャンパスシューズ、押下軍靴、学校宿直用敷布、ゴム靴等を獲得全国各県教組に配給を行つた。共済組合関係の問題に対しても絶えず重大関心をもち法律の改正要望等は現行法の實際運営面に於ける指導、監視、運営協評会に於ける積極的行動、或は療養所の設置問題について努力をフツけてきたのである。

◇ 教育文化の建設

一 教育財政の確立

(1) 教育予算

中五国会は国民の与論とわれわれの要求を無視して昭和二十四年度教育予算を大削に削減、六三建築予算に於ては皆無とした。われわれはこの吉田内閣の無責任な教育政策を打破し、予算を復活するため臨時国会の早期開会を要求し、教育予算の追加計上を迫った。即ち中央に於ては政府に対し強力なる要求、交渉を行うとともに、各政党議員に働きかけると共に、地方に於ては県当局、教育委員会の父兄大衆に現は交渉又は啓蒙宣伝等による全組織をあげての斗争を行ひ予算の復活の機運をつくった。即ち日教組に於ては合計約二五〇億圓、(募ム教育七〇億圓負担金約四二億、六三建築七約一三五億、其の他約七三億)を要求した。之に対し政府は昭和二十四年度教育七補正予算として約七八億(募ム教育七〇億圓負担金五億、六三建築費約四〇億)其の他約三三億)を計上、われわれの要求額とのけんか甚だしきものであった。更に国会議決は一級教育予算総額約八億圓、六三建築費は十五億となった。然しこの斗争は決論国会斗争にも全力をあげて闘ったのであるが結果は遺憾なものとされた。然しこの斗争は決して徒勞ではなかつた。父兄大衆をも含めたこの全国民的斗争によつて大きい不満はあるが、一級教育費補正予算をかり得たことは、われわれの斗争の結果と言わなければならない。

中五国会に引続き中六国会に於てわれわれは教育予算大削増額の斗争を一層強力に展開した。即ち昭和二十五年度一般予算を分析すると、一般会計約六六〇億を計上、歳入面に於ては依然として大衆収奪の傾向が明瞭にあらわれており、例えば給与所得税納税者についてみると

(二)

前九の万人程度であつたのが二つの億近くの一八〇〇万人並くになつてあり税率も最高五五%
— 最低二の%となり大衆課税の性格は顕著である。亦歳出面についても例えば債の償還金一
三〇〇億を計上しており、如何に大資本保護の予算編成であるかが明瞭である。

かゝる一般予算の中に於ける教育予算はどうか、昨年十一月予算文案作成時には、文部省関係
(国立学校予算を含ま)一五二億地方公立学校国庫負担金として二六一億計四一三億であつた。
其の直後口庫負担金二六一億は平衡交附金中に繰り入れられ教育費というわくがはずされた。
かりにこの二六一億そのまゝが各地方に於て教育費として算出されるとしても教育費の比率は
全予算の六%余りにしかならない。特に平衡交附金中に繰り入れられた二六一億については実に
危険な性格をもっていることが指摘される。然も之はわれわれの主張するギム教育七大中に国
庫負担を基本線に逆行するものである。

われわれは給与ベース改訂斗争を中絶とする教育予算増額斗争並に全予算に対する反対斗争を
国会共闘を中核として院内外呼応して強力に展開したのであるが、一般予算は勿論教育予算増
額の斗争は二千万入署名運動等による斗争の結果にもかゝらず一部の成果をおげたのみで絶
対多数をもつ自民党の強引なる議決を押し切つてしまつた。

(2) 標準義務教育費法案

教育費予算増額の斗争は一方標準義務教育七法案の斗争となつて展開された。即ちシャール勸
告に基づく地方税制の大改革の計画によつて、従来の国庫補助金、配布税等の中央財源による
地方財政に対する補助は一般平衡交附金となつて配分されることとなり、地方財政は全面的に
地方公共団体に移されることになった。特に教育七に於ては従来の義務教育七半額国庫負担の
基本線は破かいされ地方移じようの情勢となつた。尤もまた文部省は平衡交附金制度にか

で教育費を一級行政費に優先して確保するための最低基準額を規定する法案を発表した。この
 基準は教育費法案にわねわねは六回臨時大会の決定による教育財政の確立の基本線である。教育
 と金額無償を裏付けとする最低教育への義務支出、並に之が財源支出については大巾国庫負担
 とする——に立つて斗争を展開して来た。

然し文部省案は数次に亘つて改案されたが最終的には規準単価が低額となり又財源支出の国庫
 負担がばやけ、わねわねの主眼するものと大きい隔りが出てきた。又この間地方自治庁並に之
 につらなる地方公共団体責任者は地方自治庁関係者の巧妙なる手段によつて、わねわねは勿論
 文部省と地方自治庁、政府、自由党、地方財政委員会、地方公共団体、等、また、地方税制の
 大改革問題の一かんとして複雑なる状態にあり、六国会に未だに提出されてない。

本法案斗争について特記すべきは教育委員会、PTA等一級大衆おも含めた教育関係者をまだ
 かつてないほど中央、地方を通じて動員、連日の如くねばり強い斗争が継続されたことであり
 此の斗争の力こそ認められなければならぬ。然し本法の斗争は実に今後の斗争如何にかゝつ
 ており、特に、最低基準単価の引上げ、財源の大巾国庫負担等の核心的条件が何等解決されず
 目、悪化の傾向にさへある。もしこの条件を失うならば本法は単なるけいがいにしからず
 なる。わねわねはわねわねの基本線に従つて一層強力なる斗争を展開しなくてはならぬ。

(3) 地方に於ける教育予算斗争

中央に於ける教育予算斗争は上記の通りであるが地方に於ける昭和二十五年年度教育予算獲得斗
 争は、中央斗争に呼応して教職員、諸給与、定員定額制に対する斗争、六三建築予算斗争を中
 核として一九五〇年二月——三月の都道府県議会に対してそれぞれ各地域毎に特色ある斗争が
 展開され、都道府県予算に対する比率最高四四・四％最低一六・六％全国平均二九・九％が獲得された。然

し地方税制大改革に伴う一般平衡交付金法案、地方税法改正の未決定から、昭和二十四年度を基準とした教育費予算議決となり、国会に於ける関係法案の議決をまつて補正予算が前上議決されることになつており今後地方議会斗争が重大視される。

(三〇)

二、教育行政の民主化——教育関係諸法規

(1) 教育職員免許法

一九四九年九月一日教育職員免許法に同関係法令が公布施行されたが、現行法は後多の矛盾、不合理を持つており特に現職教員に及ぼす影響の重大なものがある。即ちわれわれは、上記免許状取得を規定せる施行法第七条、及び認定講習の予算並に計画を中心として政務並に国会に強力な斗争を続けてきたのである。法改正の面においては、本法別表第四の勤続年数を基礎資格獲得の時まで遡及すること、青年学校教員養成所出身者及幼稚園教員の不合理是正等に一定成功したのであるが、施行法第七条問題、専訓、初訓の不合理是正等の問題は今後の斗争にまたなければならぬ状態にある。一方認定講習については国庫負担を基本とする予算の増額、教職員の経済的負担の排除上記免許状の短期取得、通信教育の拡充強化、助教諭の資格附与対策等を重点として中央、地方斗争を展開して来たのであるがわれわれの要求と程遠い現状にある。特に免許法斗争は組合員一人一人の切実なる現実問題として全五百万教員の最も関心の深い問題であり、組合の斗争に期待すること大なるものがある。又地方教組に於ても教委、県当局に対し認定講習予算獲得を主とする強力な斗争が展開されてきたのであるが結果は要求と程遠いものである。

免許法問題は教職員の個人の意志にかゝる問題であり現実問題として組織としての強力な統制

行動が出来にくいので斗争は複雑性を帯びて来る。然し本問題は組合員一人々々の切実な現実的要求として今後最大限に組織化すと共に教育委員会等おも活用してねばり強い闘いを続けなければならぬ。

② 教育委員会法の改正

教育委員会法の一部改正斗争については、六国会に於てわれわれは教育長権限の拡大強化反対、設置範囲を都道府県にとどめること、教育財政並に教育財政権の確立等を要求し、政党、議員に働きかけ或は証言に立つ等闘った。この結果、教育権限事項の土木建築問題にからむ、与党政府内部に於ける対立問題等にも関連して六国会には改正案は流れたのである。オ七国会に於て再び政府は改正案を提出、教育長権限問題については前回と大同小異設置については町村は昭和二十七年まで延期土木建築の権限については、前回の折衷案が可決されたのである。問題はやはり今後に残されているので斗争を継続しなければならぬ。

③ 私立学校法

私学の自由と復興を基本線とする私立学校法案に対する斗争は全学連等との共同斗争によつてオ五国会に於て強力に行つたのであるが私学連連が自由党と結んで頑強に原案を支持したため、問題の六十條その他数ヶ條に修正を加えることに成功した程度に止まり、法案はわれわれの反対をおしきつて十二月一日成立を見るに至つた。

④ 大学管理法案

大学の眞の自治確立学向、思想の自由による眞理の探究を基本とする大学管理法に対するわれわれの斗争は、現在大学管理法要綱草案の討議に集中されている。即ち大学の自治確立の成否を決定する管理機関、民意の反映、教職員地位の向上、学園の民

主化、大学の財政問題等よりわれわれはわれわれの要求を主張し斗っている。この問題は大学管理法起協議会が中核となつて検討してあり、日教組も二名の代表を送つていたのであるが、全委員二〇名中われわれの陣営は少く、この構成が非民主的でありわれわれの要求の定数は非常に困難であり絶えず多数によつて不成功に終りつゝある。この斗争は今後抜本的斗争を展開し最終的には与論の喚起による国会斗争に集約しなければならぬ。

(5) 其の他の教育関係諸法律

学校教育法の一部改正案が国会に提出されるやわれわれは、学校に於ける職員会評の法制化並に学校管理問題、養護教諭問題についての改正案をもつて国会斗争を行ったのであるが野党委員の全力をあげての活動にもかゝらず、多数の与党議員によつて、直き将来に於て改正する」という附帯條件で一時的に通過してしまつた。

学校施設基準法は、学校の施設についての形式的には最低基準を保障する法律案となつてゐるが内容的には経過規定や例外規定が多く且予算に対する拘束力が殆んどなく有名無実の法律案である。今後続けられるであろう原案作成に対する斗争は眞に学校の施設の最低基準を保障する法律としての要求をもつて斗わねばならない。

三 民主文化の促進と反動文化への斗い

(1) 教育研究活動

教職員の民主的、自主的研修の進展のため、内閣府学制度の拡充を企圖中央の大学に交渉等と進行中である。教育研究団体に対する研究の指導の助成のため昨秋京都に於て行はれた全口社会科学研究発表会に対し援助をし、

全国教育研究所連盟に対しては幹事を送り絶えずこれが研究と運営の民主化に努力してきた。日教組の総合的研究発表機関としての機関雑誌の発刊を決定進捗中である。

(2) 教育内容の充実

文部省教科課程審議会に日教組より委員を参割せしめ、又教育刷新委員会に日教組より委員を送りこれとの連絡協力による教育内容の充実に努力してきた。家庭科併合同題に対しその單獨存置のために斗つてきた。

(3) 映画 出版

日教組の基本線に立脚して教育宣伝啓蒙のための映画「清らかな美しく」日教組の歩みや三集を作成組合運動労働文化の向上のために努力して来た。また出版情報活動については越年斗争以降週二回の新聞刊行を実現し特にタイロイド版による情報早期報知を行ひ多大の成果を収めた。つゝある。其の他、週報、伝單等によつてわれわれの斗争を内外に宣伝啓蒙し成果をあげた。

(4) 社会文化 教育

われわれは絶えず社会文化、教育の振興に努力をはらい児童生徒は勿論一般父兄大衆等全口民に対し民主文化の振興、反動文化の排撃のため斗つてきたのである。その一例として、日教組大映協力作品「白雲先生と子供たち」を作成全口に宣伝啓蒙、劇企的作品として多大の成果を収めたのである。其の他良書の推せん出版にも積極的に努力してきたのである。又文化戦に對する斗争と同時に文化工作面をも重大視し、例えば全口の農村漁村等の文化施設にめぐまれない地方に対しては映画巡回班を作る等又將來に於ては民主文化浸透を徹底させるため文化工作について種々計画を立案中である。

(5) 教育白書 基本調査

オ十二回中央委員会決定による教育白書作成は、以来十ヶ月教育白書作成委員会の手によつて各種資料の蒐集、原稿の作成に重日連夜全力をあげてきたが三月末脱稿現在印刷中出版部を通じて出版される予定にて完成を回す。

この白書は日本の教育の実態の全ぼうを如実に表わしたものととして既に各界の注目するところとなつてゐる。即ち本白書は五編九章からなり、オ一編子供の生活と学力、オ二編新学制の実施状況、オ三編教育生活の実態、オ四編教育関係諸法規の実情、オ五編口家財政、地方財政と教育予算となつてゐる。特にオ一編子供の生活と学力、オ三編教育生活の実態は貴重な資料として注目されてゐる。

教育白書の重要資料たる教育基本調査は昨年十月より三ヶ月間調査部の總力をあげての努力の結果画期的な基本調査を完成した。

この基本調査はオ一編教職員基本調査、オ二編学校基本調査よりなり教職員学校の総合的調査資料として重要な意義を持つものである。

之等の資料はいずれも日本の教育再建にとつて実に得難いもので日教組の全組織の力の結集のたまものに外ならない。特に各地方教組の絶大なる協力と努力によつて出来たことをよるこぶと共に、今後之等の貴重な資料を最大限に活用し教育再建のための斗をなげればならない。

以上の如く民主文化の促進のため斗つてきたのであるがわれわれのこの斗争は今後山積みされた幾多の重大問題が残されてあり特に日教組の性格上われわれの活動こそは実に重大である。